

令和2年第1回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 令和2年3月4日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年3月4日（水） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和2年3月4日（水） 午後2時27分

◎ 出席議員

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 五十嵐 捷 爾 | 6番 | 吉 田 峰 一 |
| 2番 | 成 澤 五 郎 | 7番 | 花 井 泰 子 |
| 3番 | 笠 松 悦 子 | 8番 | 山 田 顕 人 |
| 4番 | 松 井 盛 泰 | 9番 | 谷 口 康 之 |
| 5番 | 木 村 一 | 10番 | 伊 藤 政 博 |

- ◎ 会議録署名議員 2番 成 澤 五 郎 6番 吉 田 峰 一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

| | | |
|-----------|---|-----------|
| 町 | 長 | 西 山 和 夫 |
| 副 町 | 長 | 大 野 樹 |
| 総務企画課長 | | 小 田 島 伸 二 |
| 生活福祉課長 | | 鳴 海 英 人 |
| 生活福祉課主幹 | | 永 田 吉 雄 |
| 税務会計課長 | | 佐 藤 辰 治 |
| 産業振興課長 | | 西 野 俊 一 |
| まちづくり政策室長 | | 三 原 知 明 |
| 建設水道課長 | | 佐 藤 和 人 |
| 教 育 長 | | 本 間 茂 裕 |
| 学校教育課長 | | 帰 山 亮 一 |
| 社会教育課長 | | 松 本 泰 行 |
| 知内高等学校事務長 | | 長 谷 川 将 之 |
| 学校給食センター長 | | (帰 山 亮 一) |
| 代表監査委員 | | 西 内 貞 治 |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 森 永 茂 |
| 議 事 係 長 | 筒 井 俊 介 |

令和2年第1回知内町議会定例会議事日程

(第2号)

令和2年3月4日(水) 午前9時30分開議

| 日 程 | 議 件 番 号 | 議 件 名 |
|-----|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 2番、成澤五郎君、6番、吉田峰一君 |
| 第 2 | | 令和2年度知内町行政執行方針について(町長) |
| 第 3 | | 令和2年度知内町教育行政執行方針について(教育長) |
| 第 4 | 議案第 9号 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第10号 | 使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 6 | 議案第11号 | 知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第12号 | 知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第13号 | 幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 第 9 | 議案第14号 | 知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 第10 | 議案第15号 | 知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議案第16号 | 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議案第17号 | 知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議案第18号 | 北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第19号 | 令和2年度知内町一般会計予算について |
| 第15 | 議案第20号 | 令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 第16 | 議案第21号 | 令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第17 | 議案第22号 | 令和2年度知内町介護保険特別会計予算について |
| 第18 | 議案第23号 | 令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算について |
| 第19 | 議案第24号 | 令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について |
| 第20 | 議案第25号 | 令和2年度知内町水道事業会計予算について |
| | | 議案第9号から議案第25号までの17議案 (一括予算審査特別委員会(付託質疑)) |

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長(伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第1回知内町議会定例会の2日目にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日もよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員数は、10人です。
定足数に達していますので、会議は成立します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、成澤五郎君及び6番、吉田峰一君を指名します。

● 令和2年度知内町行政執行方針について（町長）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、『令和2年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明を願います。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和2年度町行政執行方針を述べさせていただきます。

はじめに、令和2年第1回知内町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本方針と施策を述べさせていただきます。

早いもので町長に就任させて頂き振り返ればあっという間の1年でありましたが、日々進む先は葛藤の毎日であったように思います。

この一年間を振り返ってみますと、昨年2月15日の町長就任以来、各種の課題解決に向けて全力で取り組んでまいりましたが、やはり人口減少・少子高齢化をしっかりと踏まえた「まちづくり」として、町の財政構造や公共施設のあり方、また、地域産業の担い手対策など、待ったなしの課題の整理に向けて、地域を挙げて取り組んでいく必要があると、改めて強く感じているところであります。

基幹産業においても、農林水産・商工業の更なる振興に志を高く持ち、生産組織の結集と団結を促し、生産環境の強化にしっかり結びつく取り組みを行っていかねばなりません。

また、企業誘致第1号であります三洋食品知内工場、そして昭和52年12月道南火力の立地が正式決定され今に至る北海道電力知内発電所、また、社会福祉法人江差福祉会等の企業・事業所の皆さんとは、重要なパートナーとして今後も関係の維持強化に務めていかなければならないと考えておりますし、更なる地域産業の振興に繋がればと期待しているところでもあります。

今、社会は人生百年時代が叫ばれ、高齢者の皆さんが夢と希望を持って暮らすことは、町全体に安心感を与え、地域への愛着心を育み、これが心豊かな真の地域社会に繋がるものと

強く認識しており、小さな町だからこそできる出産・子育てに対する大胆な支援と高齢者が夢と生きがいを持って暮らせる仕組みづくりを継続して推進してまいります。

町政2年目を迎え、今年は、雪が極端に少ない異常気象の中での新春を迎え、何が起こるか不安な中での始まりとなりましたが、新たな発想で地域の活性化を一層進めていくとともに、今暮らしている方々が幸せな生活が送れるよう努めてまいります。

今後も、令和という新しい時代に行政と町民が一体となって「笑顔輝く躍動の町への再挑戦」として、町民皆様からの負託にしっかりお応えできるよう全力で取り組んでまいります。

2020年の日本経済は厳しいとの見方もあります。消費増税、消費税対策の終了、更には東京オリンピック後の反動など、不安材料には事欠かない状況に加えて、新型コロナウイルスの流行による世界経済への影響も大変憂慮されるところであります。

このような状況に備えるためにも、持続可能な行財政の強い基盤を早急に構築する必要があると考えております。

なお、本年は町の最上位計画であります「第6次知内町まちづくり総合計画」を基本的な指針とし、また、新たにスタートする第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、行財政改善計画、公共施設長寿命化計画等をしっかりと実行できるよう進めてまいります。

議会議員各位、並びに町民の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

主要施策の推進について述べさせていただきます。

第1に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける(定住)」施策であります。

(1)「子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

①子ども・子育て支援については、令和2年度から5か年間の第2期「知内町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策を進めてまいります。本年も学校給食費及び保育園の給食費無料化を継続し、更に国の子育て支援策として昨年10月から実施されました幼児教育・保育の無償化の対象とならない世帯に対し、町単独事業として保育料の負担軽減を継続致します。

次に、認定こども園の建設につきましては、昨年実施しました「しりうち対話集会」において、今後の少子化の進行や建設費用が多額なことから、既存施設の活用に関する多くの意見を頂きました。町としましても中学校の空き教室を活用することについて、中学校との協議を実施しましたが、教育活動への影響や総コストを考慮した結果、複合化を断念致しました。従って、建設場所は、当初計画どおり旧知内小学校跡地として、本年は実施設計、令和3年度に建設工事、そして令和4年4月の開園を目指すことと致します。

②高齢者を対象とした取り組みとしましては、本年は、生きがいづくりとして、高齢者が家庭菜園等で収穫した野菜を㈱スリーエスの協力により物産館で販売する取り組みを進めます。また、元気な高齢者の方々が経験や技能を生かして、社会で活躍していただくための組織として、シルバー人材センターの設立についても調査検討を進めます。

次に、「第7期知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき進めてきました認知症高齢者グループホーム2ユニット(18名入所)は、社会福祉法人江差福祉会による設置・運営により、本年4月からこもれば温泉敷地内で開所することになります。従って、本施設の整備により、特別養護老人ホーム(しおさい園57名)、短期入所生活介護事業所(ショートステイ10名)、軽費老人ホーム(ケアハウス30名)、通所介護事業所(デイサービス2

5名)の介護施設が充実することになりましたので、町の要介護認定を受けた方が、安心して地元の施設で生活が出来るよう今後も関係機関との連携を進めてまいります。

(2)「活力ある産業の推進」に取り組めます。

①農業では、近年、ニラ生産量・生産額は右肩上がりの状況でしたが、昨年は生産量が増えた一方、平均単価が低くなり生産額が前年を約6千万円下回る結果となり、ほうれん草やトマトの販売額も苦戦した一年でした。

本年は「知内町ほうれん草生産組合」の若手生産者が、ほうれん草の生産拡大のために立ち上げたプロジェクトにおいて、生産拡大と所得向上を目指して、収穫作業等の効率化を図るための「ほうれん草包装調整機」を導入する予定であることから、町として積極的に支援を致します。

また、担い手確保については、昨年北海道の支援のもと、知内町地域産業担い手対策連絡協議会と連携し「地域産業担い手センター」を核とした新規就農希望者や体験希望者の受け入れを積極的に進めることができましたので、本年もこの取り組みを推進致します。更に、障がい者等が農業分野で活躍する取り組みとしての農福連携についても、検討組織を立ち上げて調査研究を進めてまいります。

②林業では、所有者や境界が分からない森林の増加等が大きな課題となっていますので、森林環境譲与税の有効活用により、これらの課題の整理を進め、今後管理が出来なくなる民有林については、町有林化も視野に検討してまいります。

また、民有林整備に対しても、町独自の上乘せ補助を継続実施します。更に、有害鳥獣被害防止のため捕獲奨励金の補助やハンター資格取得等助成について継続実施しますが、捕獲した鹿肉の有効活用に関する調査検討を進めてまいります。

なお、地域材の有効利用と地元建築事業者の仕事創出のため、これまで助成してきました「地域材活用住宅等助成事業」については、一定の成果を得たものとして本年の実施を見合わせることに致しました。

③漁業では、中長期的な視点で地域漁業の振興を図るため、地元関係者や学識経験者等による検討組織を立ち上げ、知内町水産振興計画を新たに策定してまいります。今後は、本計画を踏まえた、増養殖施設等の生産環境整備や沿岸資源増大対策を進めるとともに、併せて担い手と後継者の育成確保に努めます。

また、永年継続実施しているアワビの種苗放流と今年新たに始めるナマコの種苗放流により浅海資源の増大を図って行くとともに、安心・安全なむき身カキを市場に供給するため、本年導入する海水滅菌装置に対して支援を致します。

更には、ホタテのへい死対策のため関係機関と連携を図るとともに、ホタテ生産者への支援や老朽化が著しい養殖ブロック係留環改善整備事業についても継続支援します。

④商工観光業では、コープさっぽろしりうち店の出店により買い物利便性を向上することが出来ましたが、製造業等既存企業については、人手不足が深刻な状況であることから、より一層雇用の確保対策に取り組んでまいります。

また、商工振興指導事業や新たな商工イベントに対する助成、サマーカーニバルやカキニラまつりなどイベント事業についても継続支援するほか、矢越クルーズやスポーツ合宿等の交流人口の拡大による商業・観光振興のための支援を図ってまいります。

更に、外国人技能実習生受入に係る初期費用についても、町内各事業所に対して助成を継

続致します。

(3)「安心・安全な暮らしの基盤づくり」に取り組んでまいります。

①快適な暮らしの基盤確保のため、令和元年から10か年の「知内町水道事業経営戦略」を策定し、水需要の予測や料金収入の見通し等を整理し、また、老朽施設・設備の更新により「安心・安全」な水道水を安定的に供給出来るよう水道事業を運営致します。

また、下水道事業・農業集落排水事業の公営企業会計の適用に向けた法適用化基本計画を策定致します。

②町営住宅長寿命化計画により、良好な居住水準及び環境を維持するために計画的な予防保全型改修を実施しております。本年は、あけぼの団地B棟・湯の里団地B棟の改修工事等を実施致します。

また、将来の公共施設の需要を踏まえて適正な長寿命化、集約化等を進めるために、施設毎の管理計画である公共施設長寿命化計画に即して、公共施設の総量や配置の適正化を進めてまいります。本年は、町内会館で老朽化が著しい「きらく町内会館」の建て替えを実施致します。

③安全安心な町づくりのために、令和元年度に策定作業を進めた河川の洪水想定区域を示す「洪水ハザードマップ」を全戸に周知し、災害リスクに対応して町民が主体的かつ迅速に避難行動できるよう、大規模洪水に対応した避難訓練を実施指導してまいります。

また、電波法の改正を踏まえて、本年は、現在各戸に配布している戸別防災無線機について、アナログ方式からIP通信を活用したスマートフォンやタブレット受信機、戸別受信機等に移行する事業を実施してまいります。

④ゴミの処理については、町民の皆様のご協力により可燃一般廃棄物と資源ごみ等に分別して収集していますが、一昨年からごみの分別が適正に処理されていない事例があるため、各町内会に多大な負担をお願いして来ました。結果、分別は改善傾向にありますが、引き続きご理解とご協力をお願い致します。また、町としての年間ゴミ処理事業費が30年度実績で約1億3,800万円となっている一方、ゴミ袋の料金は、平成元年以来31円で据え置いております。従って本年は、料金改定を予定しておりますが、町民税非課税高齢世帯等には一部ゴミ袋を無料で配布する予定でありますので、ご理解をお願い致します。

⑤激しく変化する社会・経済情勢に伴い、行政需要は極めて広範多岐にわたり、行政事務も質・量ともに増大傾向にあります。また、財政調整基金や減債基金残高が減少している現状を踏まえて、本年から令和4年度まで3年間の「行財政改善計画」を策定して、行政事務の効率化を図るほか、組織のスリム化と事業再編を積極的に進め、持続可能な行財政の強い基盤を構築してまいります。

(4)「豊かな心をはぐくむ教育」に取り組んでまいります。

①教育については、新たに小学校中・高学年の英語教育と、幼保・小・中・高の一貫した英語教育を通じて、国際社会に通用する人材を育てていくため、外国語指導助手(ALT)を1名増員し2名体制でのぞむことと致します。

②情報活用教育については、国の方針を踏まえてICTを活用した取り組みに関する計画的な整備を進め、特に本年は校内通信ネットワーク整備(GIGAスクールネットワーク)事業を小・中・高で実施致します。

③次に、幼稚園と保育園の統合による「幼保連携型認定こども園」開園に向けては、既に、

知内保育園と教育・保育や園舎建設内容の協議を進めており、令和4年度の開園に向けて本年は実施設計を実施し、令和3年度に施設建設を進めてまいります。

④町内の児童・生徒数の減少から、小学校統合も視野に、我々がしなければならない苦渋の選択も近づいています。関係者の皆さんと将来的な小学校の統合について協議を進めてまいります。

第2に、「まちへ新しい人の流れをつくる(移住)」施策であります。

少子・高齢化等の一層の進行に伴う人口減少により就労人口が減少していることから、地方への移住を検討している様々な地域や世代の方々に、町の自然や充実した各種支援施策を積極的に発信することにより、新たな担い手の確保や定住人口の維持による地域活力の創出が図られる取り組みを知内町地域産業担い手対策連絡協議会と連携し、継続して取り組んでまいります。

①継続的な「くらしと仕事相談会」を実施し、U I J ターンの促進や学生をターゲットにした移住施策を推進いたします。

②多岐に渡る移住・定住促進に関する情報発信については、町の公式SNS（インスタグラム、ツイッター、フェイスブック）を活用するなどして、円滑な情報発信と移住等の受入れを進めてまいります。

③少子・高齢化等の進行に伴い町内の空き家数が増加していることから、北海道空き家情報バンクを活用したマッチングの推進とともに、空家の除却を含めた支援制度を継続してまいります。

第3に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる(交流)」施策であります。

本町には、他に誇れる自然景観や特産品などの資源が沢山あります。これらを活用した観光振興による交流人口の拡充を進めるため、サマーカーニバルやカキニラまつりなどのイベント事業や矢越クルーズ、スポーツ合宿等の交流人口の増加を図ってまいります。

また、知内高校卒業生や観光や仕事で訪れた方々と、町の公式SNSを活用して繋がりを持ち続けることにより、関係人口の構築にも取り組んでまいります。

①健康保養センター「こもれば温泉」は、4月から社会福祉法人江差福祉会が指定管理者として運営し、再オープンする予定となっております。オープン後は利用料金が値下げとなるほか、知内町産の牛乳を使用したアイスクリーム製品の販売や軽食の提供も可能となるため、町外も含めたPR活動を進めてまいります。

②青函トンネル開通後、各学校や団体等による各種交流を継続している青森県今別町とは、平成2年8月8日の友好町締結から本年で30年となります。今後も交流活動を維持発展させるため、今別町の方々をお招きして、町内にて式典・祝賀会を開催致します。

③一昨年4月に設立した「一般社団法人しりうち観光推進機構」は、当町の地域資源を生かした新たな観光マネジメント機能を備えた組織であります。事務局体制を強化するため、地域おこし協力隊員を今春採用し、地元関係者との調整を進め、観光振興、交流人口対策の推進が図られるよう支援します。

第4に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる(出生)」施策であります。

本町の人口減少や少子高齢化の傾向は今後も続くことが想定されております。特に出生数は、年間20名前後まで減少していることから、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んで行かなければなりません。育児と子育ての支援については、出会いから結婚・

出産・育児という人生のストーリーを引き続き応援してまいります。

①これまでも町内関係団体の協力のもとで取り組んで来ました婚活イベントについては、本年も引き続き支援してまいります。また、新たな若者交流促進事業や結婚相談の体制構築についても検討してまいります。

②本年は、母子保健事業として妊婦検診助成や通院費助成の継続実施と合わせて、不妊・不育症治療費用の助成も継続します。合わせて保健師1名を増員し、子育て相談や健康教育の体制強化を図ります。

③保育園の給食費無料化を本年も継続し、更に昨年10月から実施されました国の制度による幼児教育・保育の無償化の対象とならない世帯に対し、町単独事業として保育料の負担軽減を継続致します。

おわりに、以上、令和2年度の行政執行にあたっての基本方針を述べさせていただきました。

時代は変わり、モノとモノをインターネットでつなぐIoTや、高速大容量通信の5G時代となり、益々利便性や生産効率を追求し暮らしが良くなる一方で、自然がもたらす豊かさや心の豊かさも忘れてはならないだろうと考えます。人口減少のもとで自治体を維持していくには、そうした時代の贈り物を利用しながら、地方で田舎暮らしを極めることが私達町民が郷土への愛着を深め、日々の生活に汗を流し生きる楽しさを味わえる人間らしい生き方であると考えます。「地方にこそ輝く躍動の舞台がある」を原点に、安心して暮らせる環境を整えて行きたいと思えます。

また、『地方自治の原点』を思い返し、町の姿を思い描きながら住民が安心して住み続けられるためには何をすべきかを、職員共々、創意工夫と発想力で踏ん張ってまいります。

町民の皆様にも、より多く「まちづくり」に参画できる機会を広げ、町民・行政・議会が協働して考える、そんな「まちづくり」を目指しますので議会議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、行政執行方針とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、町行政執行方針は終わりました。

● 令和2年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『令和2年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明願います。

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

令和2年知内町議会第1回定例会の開会にあたりまして、知内町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

グローバル化やインターネットの普及による社会・経済の大きな変革が進む中、平成から令和と時代は変わり、知内町は町政施行50年を経て次なる半世紀に向け確かな歩み続け

ております。知内町教育委員会は、少子高齢化と向き合いながら、「町民憲章」・「教育目標」・「『平和のまち』宣言」の趣旨を踏まえて、未来への懸け橋である子どもたちが故郷に誇りを持ち、それぞれの夢に向かって可能性を発揮し、幸福な人生と地域社会の担い手となることや、幼児家庭教育から高齢者教育に至る生涯学習の充実に向けて、学校・家庭・地域との連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

II 基本的な考え方

このような認識の下、教育行政に臨む基本的な考え方について申し上げます。

1点目は、「未来に向けて、よりよい学びを支える体制づくりの推進」です。

子どもたちには、それぞれの人生の中で、これからの変化の激しい社会を人工知能や多様な大量情報を合理的に活用し、人間としての善さを十分に発揮しながら、他者と協働し課題を解決していく資質が期待されております。幼・小・中・高が円滑に接続し、その資質を育む学習活動や交流・体験活動を推進してまいります。

2点目は、「世代を超え、多様なニーズに応える社会教育の推進」であります。

人生100年時代を迎え、幼児から高齢者まで、世代を超え、心の豊かさ、自分らしさの発見を求めて、様々な学習ニーズが高まりを見せております。町内外のネットワークを生かし、自ら学ぶ意欲、まちづくりへの思いに応える事業展開に努めるとともに、身近な運動・スポーツを通して共生社会の実現に努めてまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

1 学びを支える体制づくり

教師が光れば子どもたちは輝きます。子どもたち一人ひとりの可能性が花開くことを目指し、職員研修の充実を図り、管理職のリーダーシップや教職員個々の専門性の発揮に努めてまいります。また、学校・地域が目標を共有し、コミュニティ・スクールを推進しながら、教科や総合学習・地域活動を通して、子どもたちの生きる力と地域への愛着を育ててまいります。

初等教育では、幼稚園・保育園と小学校が顔の見える連携・交流を図り、幼児期の生活や遊びからの学びが、入学後のスタートカリキュラムを通して、教科学習に滑らかにつながり、すべての児童が希望に満ちた学校生活のスタートラインに立てるよう努めてまいります。また、令和4年度の幼保連携型認定こども園開園に向けては、教育・保育等の内容について関係機関が連携して協議・検討を進め、説明会等の開催により保護者・地域の皆様に情報を発信してまいります。

義務教育では、教育内容・制度・校風が大きく異なる小・中学校間において、学習指導・生徒指導・特別支援教育等の滑らかな接続に努め、小中9年間の教育課程を通して、めざす生徒像を共有し、弾力的な指導・支援を推進する小中一貫教育の体制づくりに取り組んでまいります。また、この先、町内の児童数・生徒数のさらなる減少と教育環境の変化が見込まれることから、今後の学校教育のあり方を踏まえ、学校運営協議会・保護者・地域の皆様と将来的な小学校統合についての協議を進めてまいります。

特別支援教育では、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、一人ひとりの社会的な自立を目指し、交流及び合同学習を推進し、教育支援委員会・特別支援教育協議会と緊密に連携し、学校教育課に合理的配慮協力員、各園学校には実態に合わせて支援員を配置し、保護者との信頼関係のもと、切れ目のない教育・支援を推進してまいります。

子どもたちの生活習慣・健康問題については、スマホ・ゲーム等の長時間使用による慢性的な睡眠不足や視力低下、運動不足による肥満傾向等が懸念されており、学校保健会を中心に、家庭との連携のもと、生活リズムチェックシートを活用した「早寝・早起き・朝ご飯」運動やスマホ・メディアルールの浸透を図ります。

子どもたちが健康で生き生きと活動するためにはバランスの取れた食習慣が大切であり、昨年度策定の食育推進計画を踏まえ、食の大切さや楽しみに触れ合うことで、生産者への感謝の気持ちや食生活の基本的習慣・態度を育ててまいります。また、施設の保全管理、給食調理の基本事項の徹底を図り、保護者と連携したアレルギー対応等、安心・安全な配食に努めてまいります。

子どもたちの安全確保については、地震・台風等、自然災害からわが身を守るために必要な知識や能力の育成が必要です。学校安全計画の見直しや避難訓練の工夫改善をはじめ、地域や関係機関と連携した「1日防災学校」等の充実に努め、見守り隊や関係機関と連携を図り、通学路の安全確保に努めてまいります。

2 教育力を高める施策の推進

この4月から小学校において新学習指導要領が全面実施となり、思考・判断・表現力の土台となる主体的な学習態度や多様な人々との協働を促す教育の充実に取り組んでまいります。

知内町の子どもたちは、「人の役に立ちたい」「地域や社会をよくしたい」という意識が高いという優れた面があります。自尊感情の向上や家庭学習の充実に向けて、学びの充実検討委員会を中心に、家庭・地域との連携を継続しながら、自己肯定感を育む学級・授業づくりや家庭学習強調週間の実施に取り組んでまいります。子どもたちの体力向上については、体育授業や休み時間を利用した運動指導の工夫改善に努め、取り組みの経過や成果の見える化を図り、「運動が楽しい」という成就感・意欲を育ててまいります。

英語教育の充実については、新たに教科となる小学校高学年の英語では、楽しく基礎を身に付け、自ら進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育ててまいります。幼稚園での英語あそび、中学生の留学生交流事業等を継続し、小学校外国語専科教員を配置する他、外国語指導助手を1名増員し2名体制とすることで、指導体制の充実と子どもたちが生きた英語と身近にふれあう機会の拡充を図ります。

情報活用能力の育成では、小学校の文字入力やプログラミング体験に始まり、中学校・技術や高等学校・情報でのプログラミング学習への接続に向け、情報モラルも含め、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導体制を整えてまいります。また、国の方針も踏まえて、計画的な環境整備を図るとともに、ICT支援員事業を継続することで教員のICTスキルの向上に努め、デジタル教科書やICT機器の有効活用を図ってまいります。

いじめ防止対策については、小学校の「いじめのない学校づくり」や「スマイル行動宣言」に代表される児童会・生徒会の活動を通して「知内町いじめ防止条例」の周知徹底を図るとともに、積極的な認知を基本として、予防・早期発見・早期解消に努めてまいります。増加傾向にある不登校への支援については、背景や様相がきわめて多様であることから、家庭との連携のもと、スクールカウンセラーを交えたきめ細やかな生徒理解や教育相談に努めるほか、教育委員会との連携等、チーム学校として組織的な支援に取り組んでまいります。

学校の働き方改革については、保護者・地域の理解を頂きながら、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動方針の推進、ICカードによる勤務時間管理等に取り組んでいます。今後

も教職員が健康でやりがいを持って働くことのできる環境や学校教育の質を高められる環境の構築に向けて努力してまいります。

3 若者の可能性を引き出す高校づくり

道内高校の学級減・統廃合が進む中、積極的な情報発信に努め、地元中学校をはじめ広く選ばれる高校づくりを推進します。

一人ひとりの進路目標達成に向けては、豊富な科目数のハイブリッド型教育課程で応え、地域創生学習や海外研修・短期留学を通して、地域に学び、世界に学ぶことで、実生活や地域社会で求められる課題発見力・創造力・表現力を育成します。また、インターネットによる学習ツール・スタディサプリを導入し、個別学習環境の充実を図ります。

新たに創設される書道同好会等、加入率の高い部活動では、引き続き外部指導者の配置をはじめ環境整備に努め、遠隔地からの入学生徒の寄宿環境につきましては、施設の改修等、環境整備を図るほか、民間下宿の活用を促進してまいります。

4 ネットワークを生かした社会教育の推進

活力あるまちには意欲あふれる住民がいます。そのためには生涯を通して学び、楽しみ、共に高め合う環境づくりが必要であり、みらい大学や各文化団体の活動をはじめ、中央公民館・郷土資料館・ふれあい工房等の機能を生かした事業を推進します。

また、廃止となる文化交流センターの利用団体については、公民館等、代替の活動環境を提供いたします。

幼児家庭教育では、子育てサークル事業を通して、子育て経験の少ない母親たちの身近な情報交換や交流の機会を提供し、幼児の健康・安全教室等、広く参加者のニーズと主体性を生かした企画・運営をサポートしてまいります。

青少年教育では、放課後子ども教室事業を継続するほか、各事業を通じて多様な体験・交流・研修の機会を提供し、豊かな感性や社会性の育成に努めてまいります。また、中央公民館では児童・生徒向けの学習スペースを拡充・整備し、校外での学習環境の充実を図ります。

成人教育では、各文化団体への活動支援のほか、新たに器楽演奏や料理教室等の幅広い趣味・教養の公民館講座の展開に努め、町民主役の自主企画講座の拡がりに向けては、広報紙やSNSを活用する等、積極的なPR活動に努めてまいります。

高齢者教育では、町内歴史巡検や宿泊研修・修学旅行を企画する等、より参加者の学習ニーズを生かした企画・運営に努めるとともに、親睦を深めるクラブ活動の充実を図ります。また、世代間交流事業では知識・技の交流を通して、高齢者の「生きがい」、子どもたちの「生きる力」の醸成に努めてまいります。

芸術・文化については、各世代の心に残る芸術鑑賞の企画に努めるほか、町民文化祭では、文化団体連絡協議会と連携を図りながら、中高生の参加等、幅広い年代の参加者が見込める舞台発表の工夫を凝らし、飲食提供等、集客を意識した賑わいを生む運営に努めてまいります。また、作品交流事業を通じて、西部四町文化団体の親睦・交流を図ります。

郷土資料館では、郷土の自然・歴史・伝承・文化財等を素材にした各種講座を企画するとともに、児童・生徒には博物館教育を通じて、郷土を誇る心、愛する心を育てることに努めます。また、町内の文化財の調査や収蔵史料の整理に努め、みらい大学や福祉活動と連携し生涯学習活動を支えるほか、将来的な郷土資料館の構想づくりを継続します。

図書活動については、子どもたちが本を手に取り、読書に親しむ機会が増えるよう「ブッ

クフェスティバル」事業をはじめ、ライラックの会との連携事業や図書ボランティアによる小学校イベント事業を継続するとともに、作品の可視化に工夫を凝らす等、読書感想文・感想画コンクールの一層の魅力化を図ります。また、最終年を迎えた「第3次子ども読書推進計画」の振り返りと第4次計画の策定に取り組んでまいります。

5 世代を超えたスポーツ振興の推進

活力あるまちには運動・スポーツを愛する住民がいます。昨年度策定の「スポーツ推進計画」をもとに、世代を超えて、一人ひとりが自分に合ったスポーツを楽しみ、チャレンジデーや各種イベントの開催、スポーツ合宿の受け入れを通して、人と人とがふれ合う新たな交流を生み出してまいります。

また、廃止となる第2町民体育館の利用団体については、学校開放事業等、代替の活動環境を提供いたします。

知内町体育協会が創立50周年を迎えます。この半世紀、「わがまちのスポーツ」は常に町民のくらしの傍らにあり、時には大きな感動を与えてくれました。社会の変化に伴い、スポーツに対する関心や取り組み方が多様性をきわめる中、より多くの町民が楽しみ輝ける生涯スポーツのあり方について、スポーツ推進委員会・スポーツ施設運営委員会を中心に、令和の時代にふさわしい「わがまちのスポーツ」について議論を重ねてまいります。

また、2020パラリンピック競技大会開催を機会に、心のバリアフリーについての研修や多様な特性を持つ人との交流の場を創りながら、日常生活に密着した共生社会の実現をめざしてまいります。

III むすびに

令和2年度は、「知内町第2次学校教育中期推進計画」・「知内町第7次社会教育中期推進計画」の策定・実施から5年目の最終年を迎え、新たに向こう5年間の進むべき方向性を検討する時期を迎えます。

これまでの4年間の実践を踏まえ、未来の創り手となる人づくりに取り組むとともに、今後も総合教育会議を通じて首長との連携を図り、信頼の原点である法令遵守と服務規律の徹底に努めてまいります。

令和2年度知内町教育行政の執行にあたり、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和2年3月3日、知内町教育委員会教育長、本間茂裕。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、教育行政執行方針は終わりました。

● 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第9号、『職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について』から、日程第20、議案第25号、『令和2年度知内町水道事業会計予算について』の17議案は、いずれも令和2年度予算に関する議案であります。

したがって、この17議案は一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、以上の17議案は、一括議題とすることに決定しました。

これから、議題となった議案第9号から順次、提案理由の説明を求めます。

日程第4、議案第9号、『職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

条例のご説明の前に、今回の改正に至った背景を、まず、ご説明を致します。実は令和2年度の一般会計予算、昨年11月から編成作業始めました。一次の集計の中で2億円の財源不足が見込まれるという結果になりました。これまで財政調整基金ですとか、減債基金の残高が減っている中、今後、安定的な財政運用するために何に取り組むべきかということで、これまでも若干ご説明して参りましたが、行財政の改善計画というものを定めております。その中でこれまでの事務事業見直し、更にいろんな歳出の削減対策、そして人件費につきましては退職者の補充を抑制していく、更に使用料、手数料など歳入面での改善を図っていくということを大きな施策の柱としてございます。その一貫として今回、旅費の支給に関する条例の訂正をするものでございます。

議案に戻っていただきまして、17条第2項中ということなんですけれども、前段で副町長からもご説明致しました、近距離の場合、福島町ですとか木古内町の近距離の場合に、これまで半日当というものを支給して参りましたが、それは全て廃止をするという、支給をしないという条例に改めます。更に3級以上の場合の日当だったんですけれども、2000円の差額がございましたけれども、「2,200円」と「2,000円」ということで、2000円の差額は、「2,000円」と低い方に統一するものでございます。但し、宿泊料につきましては甲地方、主に札幌市なんですけれども、これまで共済の施設のポールスターなんですけど、旅行客でほとんど予約が取れないという状況で、一般のホテルに泊らざるを得ないという状況が発生しておりまして、結果、現行の旅費で不足するケースが多々発生しておりますので、そちらの方、現在の3級以上と以下で実際に同じホテルに泊る訳ですから、宿泊の支払う金額に差はありませんので、こちらの方は高い方の「10,900円」に統一し、更に乙地方も「9,800円」に統一したいという内容でございます。

なお、今回の条例の他に町長以下3役の給料と旅費に関する条例というのは別にあるんですけれども、そちらの条例の確認の結果、そちらの方の町長以下の旅費の方は職員に準ずるということですので、今回のこちらの職員の条例改正となりました場合には、近距離の場合の半日当も連動して廃止になるということでございます。

附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。以上です。

● 議案第10号 使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第10号、『使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第10号、使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について。

使用料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものでございます。

総務企画課予算説明資料の3ページから17ページまで新旧対照表を添付してございますけれども、条例の第1条の山村開発センター運営条例から第11条のテニスコート使用料まで、消費税の導入時の3%から長い間改定をして参りませんでしたけれども、この度の税率改正に対応致しまして、10%とする改定の内容となっております。

なお、12条のプールと13条のスキー場につきましては、使用料が少額でございます。特に今年のスキー場、リフトが故障ということで収入が0円ということもありましたし、プールも20万円弱の収入ということでございます。その使用料をいただくためのコストに見合わない状況となっておりますので、それぞれの施設利用を促進しながら、町民の皆様の健康増進を図ることを目的として、使用料無料としたいという内容でございます。

なお、影響額につきましては、特に町内会館の部分、年間15万程の収入予算で見ているんですけれども、ほとんどお葬式の場合ということで、一般の利用の部分では無料となっておりますので、町民の皆様に与える大きな影響はないものと想定してございます。説明は以上です。

● 議案第11号 知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第11号、『知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第11号、知内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

知内町手数料徴収条例の一部を次のように改正するというところでございまして、複数課に渡りますので私の方からご説明申し上げます。

総務企画課予算説明資料の18ページに記載してございますけれども、使用料と同様、消費税の税率改正の対応と近隣町の手数料とのバランスを考慮し、今回、手数料の改定をお願いするものでございます。

その影響額と致しましては、説明資料の25ページに添付してございます。税務会計資料としては、8万2千円の増収。26ページに添付してございますけれども、戸籍関係と致しましては、51万5千円程度の増収を見込んでございます。

附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。

● 議案第12号 知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第12号、『知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第12号、知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。知内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料の見出し番号4番、生活福祉課の1ページ目をご覧ください。

現在、本町のごみ処理手数料は、いわゆるごみ袋の料金ですが、45Lの容量で1枚31円となっております。この金額につきましては、平成元年4月1日から変わっておりません。ごみ袋を作成する費用や収集業者への委託料等も上昇しており、また、近隣町と比較しましても、最も低い手数料ということで、今回、1枚当たり40円への改定を行うものです。

なお、低所得者世帯の経済的影響を緩和するために、対象となる世帯には年間20枚のもやせるごみ袋を無償で配布することを予定しております。

議案に戻っていただき、附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第13号 幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第13号、『幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第13号、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について。

幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。本条例は令和元年10月1日施行の幼児教育・保育の無償化に伴って、国の環境法令の改正が行われたことから、町条例においても所要の改正を行うものです。

議案1ページ、第1条では知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をするものですが、家庭的保育は保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の異年齢保育です。当町では該当施設はございませんが、国の法改正に合わせて行うものです。

3 ページ、第 2 条では小規模保育事業 A 型等の定義・規定の整備を行うための改正となっております。

4 ページ、下から 9 行目の第 3 条では知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正をするものですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うものです。

なお、昨年の 10 月 1 日施行の幼児教育・保育の無償化に係る関係条例の改正を本定例会に提案した理由としては、内閣府令附則第 2 項で市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後 1 年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けたことによるものです。

予算説明資料見出し番号 4、生活福祉課 22 ページから 57 ページに新旧対照表がございますので、参考としてください。

議案 14 ページです。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は令和元年 10 月 1 日から適用する。以上で説明は終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、10 時 45 分と致します。

（ 休憩 10 時 28 分 ）

（ 再開 10 時 45 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 議案第 14 号 知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 9、議案第 14 号、『知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について』説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

議案第 14 号、知内町子ども・子育て支援事業計画の策定について。

知内町子ども・子育て支援事業計画を策定したいので、地方自治法第 96 条第 2 項及び知内町議会基本条例第 8 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

策定についての基本的な考え方を説明致します。平成 24 年に国で定めた子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年度からスタートした当町の第 1 期計画の 5 年間で本年 3 月に終了することから、5 年間の第 1 期計画の評価を行い、令和 2 年度から 5 年間の第 2 期計画を策定致しました。第 2 期計画においても、第 1 期計画の施策・確保の方策を検証し発展させるとともに、現在、全国的な課題となっている子どもの貧困対策を包含した推進計画を策定

し、本町の子ども・子育て支援を積極的に推進する計画であります。

詳細につきましては、生活福祉課長から説明を致します。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは詳細について、ご説明致します。

生活福祉課説明資料58ページ、見出し4の58ページをご覧ください。まず、計画策定の趣旨と位置付けにつきましては、只今、副町長の方から説明がございました。

計画の期間でございます。この計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5カ年間とします。第1期計画の目標と現状としてですね、第1期の評価をこちらでしております。子どものための教育・保育給付、これにつきましては幼稚園、それから保育園の策定当時の人数、それから平成31年度での目標値、それから現在の実績値、それで達成率というもので評価を示しております。

次のページです。59ページ、地域子ども・子育て支援事業と致しまして、第1期計画で実施した内容、こちらにつきましても達成率で示しております。放課後児童健全育成事業（学童保育）に関しましては、目標に対して達成。登録児童で68名で170%。それから乳児全戸訪問事業につきましては、生まれてきたお子さんが31年度20名ということで、これは100%は達成しているんですが、当初の目標が45名生まれるという設定値だったものですから、一応44.4%という数値にはなっております。それから、子育てサロンにつきましては、31年度で1,077名が延べ利用して82.8%。一時預かり事業につきましては、当初は実施をするという目標値だったんですが、現実には51名実施しております。これにつきましては、平成28年から実施です。以下、妊婦健康診査事業、それから、養育支援訪問事業、これ、対象者ございません。ファミリー・サポート・センター事業、これは一時預かり・学童保育で対応しております。延長保育事業も利用者なしということで、これらが第1期の評価。それから本編の方にはですね、他の事業につきましても、現在どういう状況で実施しているかということが詳細に記載されております。

続きまして、第2期計画の理念でございます。次代を担う全ての子ども達が健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができるよう地域社会の実現を目指し、第2期の計画では「次代を担う子ども達をみんなで育むまち～しりうち」ということで、理念を表示しております。

それから、第2期計画の基本目標と具体的な施策でございます。まず、1番目と致しまして「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するためにということで、家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要な子どもに適切な療育を提供できる体制づくりということで、以下の詳細な事業を表示しております。それから②と致しまして「多様なライフスタイルの中で、子どもを生み育てる環境づくり」を実現するために仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる保護者の子育てをサポートするための仕組みを整えますということで、以下の詳細な事業を表示しております。それから「子どもの貧困対策」を実現するためにということで、相談支援体制の取り組み、それから切れ目のない子育て支援の取り組み、経済的支援の取り組みということで、表示しております。

次に計画の基本的事項、教育・保育の提供体制ということで、人口推計、下の方に書いてありますが、本編の方では更に18歳までの子どもの人口推計を載せております。

続きまして、61ページでございます。これらは具体的な取り組みということで、まず、認定区分ごとの教育・保育の量の見込、これにつきましては令和4年から認定子ども園に変わるということになっております。1号認定、2号認定、3号認定、それぞれ今後出生する子どもの数と見込みを合わせながら推計しております。それから地域子ども・子育て支援事業の提供体制として放課後児童健全育成事業、これらについては学童保育でございます。それから乳児家庭全戸訪問事業、これも出生数に合わせて全戸を訪問するという計画でございます。それから療育支援訪問事業、これにつきましては対象児がいる場合は100%実施するというので、これまでは実際には対象となるお子さんが居なかったということで実施してはおりません。それから地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）、これにつきましても今後継続して実施します。それで令和4年度からは認定子ども園に機能を移して実施しようということで予定しております。それから一時預かり事業、これは保育園において保育園に通っていないお子さんの一時預かりを実施するというので、令和6年まで予定数を表示しております。それから妊婦健康診査事業、これにつきましては全ての妊婦さんに健康診査を無料で実施するというので予定しております。それから、キとク、子育て世代包括支援センター、これにつきましては新規事業で妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズを把握して、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じて、個別支援プランの作成や、医療機関との連携調整を行うため「子育て世代包括支援センター」を設置して、孤立や不安の解消と虐待予防を図り、切れ目のない支援を行います。それから、クにつきましては、中学生までの虫歯ゼロ運動、これにつきましても新規事業ということで、現在3歳児までは年2回のフッ素塗布、それから幼稚園・保育園の4・5歳児は毎日のフッ化物洗口、それから小学生は週1回のフッ化物洗口を実施していますが、現在中学生におきましては、全く学校でも取り組みはございませんでしたが、令和2年度からは中学生にもフッ化物洗口を実施して、虫歯ゼロを目指す事業を実施します。それから次世代育成支援対策推進法に基づく事業と致しまして、下記のとおり児童虐待防止、ひとり親支援、それから児童発達支援、小児医療に係る支援、放課後の居場所づくりといった事業を実施することになっております。これらの事業につきましては、全て第1期計画からの継承ということで実施しております。それから7番、子どもの貧困対策、この度、包含して実施する事業でございますが、これも以前から実施してはおりますが、具体的な施策と担当する窓口ということで、本編の方には詳しく相談支援事業の体制の取り組み、それから切れ目のない子育ての支援の取り組み、経済的支援の取り組みということで記載しております。それで、計画を実行するための取り組みと致しまして、計画を実行するための協力体制でございますが、所管課である生活福祉課と教育委員会、それから行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間との連携が重要ということで、町全体の子どもの教育と保育を協議できる場をつくって、町にできること施設にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築してまいります。実行するための点検・評価として、町の行政組織内部の事務事業評価を行って、子ども・子育て会議において、点検・評価を実施します。その時々の実現にも目を向けて、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続しますということで、今後ですね、1年に1度、まず、実施した内容を子ども・子育て会議の方で検討して、

また、新たにこういった事業が出来ないかというような意見を聞き取りながら、改正していくという考え方でおります。

また、本編の方にはアンケート調査の内容、それから子ども・子育て会議の委員名簿等記載してございます。以上で説明は終わります。

● 議案第15号 知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第15号、『知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第15号、知内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険事業基金条例の一部を次のように改正する。

改正の概要については、予算説明資料見出し番号4番、生活福祉課12ページをお開きください。そちらの方に概要が書かれておりますが、平成30年度から北海道が国保運営を行いまして、小規模市町村が抱えてきた医療費増加のリスクが全道で分散されるようになりました。現行の条例では、保険給付費の財源が著しく不足する場合と災害等により減収を埋めるための財源にしか処分出来ないこととなっているため、基金が手付かずの状態になると想定されます。このことから基金を国保加入者の予防事業等に活用出来るよう改正を行うものです。

議案に戻りまして、附則です。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

● 議案第16号 知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第16号、『知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第16号、知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、令和2年度税制改正の大綱、令和元年12月20日閣議決定において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、一部を改正するものであります。また、平成30年度から北海道が国保運営を行い医療費増加のリスクが全道で分散されるようになったため、今後も保険給付費が安定傾向に

あり、今年度の見込では基金残高が1億円を超える見込になっております。本件の提案に対しては、知内町国民健康保険運営協議会において数回にわたる審議を行っています。

この条例については、予算説明資料見出し4の生活福祉課説明資料で概要を説明します。4ページをお開きください。4段の表で記載しておりますが、3段目の表で平成31年度の単年度収支見込は1,325万2千円となります。基金残高は1億745万5千円と見込んでおります。また、令和2年度からの見込は今回の税率改正を規定している数字ですが、想定している数字ですが、いずれも単年度収支では黒字となる見込でございます。

3ページをご覧ください。今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ですが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の医療費分及び介護納付金分に係る賦課限度額を引き上げることとしております。また、被保険者の均等割額及び世帯別平均平等割を軽減する所得判定基準については、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「280,000円」から「285,000円」に。2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を「51万」から「52万」に引き上げることとしました。まずは、課税限度額ですが、医療分については現行「61万円」を改正額「63万円」に2万円の引き上げです。また、介護納付金分は現行課税限度額が「16万円」から改正額「17万円」と改正する予定です。それから税率改正については、現行医療分の応能部分で所得割8.8%を8.5%に引き下げ、資産割は廃止。応益部分では均等割は「31,000円」を「25,000円」、平等割は現行のまま、それに伴う7割、5割、2割軽減の均等割、平等割がそれぞれの金額となっております。また、後期高齢者支援分ですが、現行応能の所得割が2.9%を2.6%に引き下げ、資産割は廃止。応能均等割は「9,000円」から「8,000円」に。すいません。応益です。所得割を、2.9%を2.6%に引き下げ、資産割は廃止。応益部分は、応益均等割は「9,000円」から「8,000円」に、平等割は現行のままです。それに伴う7割、5割、2割軽減の額がそれぞれ記載の金額になっております。それから介護保険金分ですが、現行、応能分所得割2%から1.9%へ引き下げ、資産割は廃止。応益の均等割を「7,500円」から「7,000円」へ、平等割は現行のままです。それぞれ7割、5割、2割軽減の額がそれぞれ記載の金額になっております。

議案に戻りまして、2ページをお開きください。附則と致しまして、施行期日、第1条、この条例は、令和2年4月1日から施行する。適用区分、第2条、改正後の知内町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

なお、説明資料5ページから11ページに新旧対照表がありますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

● 議案第17号 知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第17号、『知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第17号、知内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

知内町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正する理由と致しまして、10月の消費税の引き上げ及び3年に1度の国によります固定資産税の評価替によるものであります。改正点につきましては、第2条第1項中「乗じて得た額」の次に「占用料金が1月に満たない場合に当たっては、当該道路を占用させるにつき課せられるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準額として課せられるべき地方消費税に相当する合計の額」を加える。改正後の占用料金については、別表のとおりと致します。別表につきましては、ご参照をよろしくお願い致します。

予算資料説明見出しナンバー6、建設水道課資料2ページから6ページに新旧対照表を載せてありますので、ご参照をお願い致します。

なお、附則と致しまして、この条例は、令和2年4月1日より施行致します。よろしくお願い致します。

● 議案第18号 北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第18号、『北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について』説明を求めます。

高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（長谷川将之）

議案第18号、北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例について。

北海道知内高等学校の授業料徴収条例の一部を次のように改正する。

資料は予算説明資料の見出しナンバー7、教育委員会関係の5ページをご覧ください。

今回の改正は、これまで据え置いておりました知内高校授業料等を現在の道立高校の授業料等と同水準に改正するものです。また、改正に伴う保護者等への周知期間としまして、現在在校生や令和2年度の入学生に不利益等が生じないように経過措置を設けるものです。

議案に戻りまして、附則ですが、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行します。但し、第2条第3号の規定、これは入学金になりますが、令和3年4月1日から施行致します。経過措置ですが、現在この内容につきましては、現在在校生及び令和2年度の入学者の内、国の高等学校就学支援金制度の受給資格対象外となった方についての授業料は従前のままで据え置き致します。という内容になっております。

以上で終わります。よろしくお願い致します。

● 議案第19号 令和2年度知内町一般会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第19号、『令和2年度知内町一般会計予算について』説明を求めます。

本件は初めに、令和2年度知内町一般会計予算の編成について、副町長から説明を求め、その後、歳出から順次、担当課長より説明を求めます。

次に歳入等の説明については、総務企画課長。この順で行います。

最初に令和2年度一般会計予算の編成について、副町長から説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

別冊になっております「予算編成の基本的な考え方」ご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、令和2年度一般会計予算の編成について。予算編成の基本的な考え方。わが国の経済は、アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達しました。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めています。

経済の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を注視しながら、米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備えると共に、今般の新型コロナウイルス感染の拡大に伴う北海道観光客の減少や中国工場の停止によって製造業の供給連鎖にも影響を被るなど、北海道経済の動向にも注視する必要があります。我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にあります。

こうした中、令和2年度においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じております。地方税については国税収入とともに増収が見込まれることから、地方交付税は0.4兆円増額、臨時財政対策債は0.1兆円減額となっております。

一方、当町の財政は、歳入では地方交付税が減少してきており、歳出においては社会保障関係経費や公共施設の維持管理経費の負担が増加を続けています。こうした状況における一般財源の不足に対応するため、平成25年度より財政町政基金の繰入れを行ってきましたが、財政町政基金の残高は令和元年度末で約1億8千万円となる見込であるなど、依然厳しい状況が続いているところです。本年度の一般会計では地域経済のさらなる活性化を図るための各種産業振興施策の展開と住民福祉の増進のための施策に要する財源を確保する一方で、一般行政経費の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営を意識した予算編成といたしました。

令和2年度予算を編成するにあたり歳出面では、本年度実施予定の普通建設事業につきましては、補助事業は1億1,600万円、単独事業は3億8,700万円を計上致しました。内容については、ICTを活用した安心暮らし創造事業（防災無線更新）2億3,300万円、向上雷橋補修工事5,000万円、公営住宅等改修工事1億1,100万円、スポーツセ

ンター照明器具LED化事業3,000万円など主に公共施設及び道路・橋梁の維持補修事業となっております。

今後も公共施設の改修等を計画的に実施する必要があることから、緊急性に配慮しつつ事業実施の優先度を判断し、普通建設事業費の平準化に努めた予算となっております。

公債費につきましては、前年度当初比8,000万円減の5億9,200万円となっております。減少の要因としましては、過疎対策事業債及び公営住宅事業債の償還金額の減少によるものです。公債費残高につきましては増加傾向にあり、令和2年度末は、前年度末比6,000万円増の46億3,900万円となる見込であります。

歳入面では、町税につきましては、主に太陽光発電設備の完成により償却資産が増加したことから固定資産税の増額が見込まれており、町税全体で前年度決算見込額より2,600万円増の7億5,800万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、普通交付税について地方財政計画を基本としつつ当町の特殊事情を勘案し、交付基準額を前年度交付見込額より3,200万円増の17億1,900万円と試算しました。主な増加要因につきましては、太陽光発電設備の償却資産課税標準特例分の町税収入減少による基準財政収入額の減などを見込んだことによるものです。また、普通交付税の試算に関連して臨時財政対策債を8,000万円、特別交付税を1億円と試算しております。

基金繰入金につきましては、公共施設の改修事業等に公共施設等整備基金3,200万円を充当するほか、教育支援事業等に教育振興基金5,300万円を充当するなど各種基金の目的に沿った事業へ充当し、さらに財源不足へ対応のため財政町政基金から4,500万円を繰入れすることとしております。

以上、令和2年度予算編成の概要についてご説明致しましたが、当初予算規模は前年度当初比1億5,900万円減、率で3.9%マイナスの39億5,000万円、これに補正予算による計上予定額を2億6,800万円見込んだ結果、42億1,800万円となっております。

なお、主な事業につきましては「令和2年度予定事業調」資料をご参照願います。

次に令和2年度当初予算の概要であります。総額は39億5,000万円で、前年当初比1億5,900万円減で伸率はマイナス3.9%となっております。この後、前年対比の金額につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

歳入につきましては、(1)町税、総額で7億5,800万円。町民税は1億9,000万円、うち個人町民税は1億5,300万円、固定資産税は5億1,900万円です。

(2)地方交付税につきましては、総額18億1,900万円。うち当初予算に計上している額は17億5,500万円であります。

(3)国庫支出金の総額につきましては、2億700万円です。主な計上額は、障害者介護給付・訓練費等給付費負担金で6,000万円。児童手当負担金で3,000万円。子どものための教育・保育給付費国庫負担金で3,400万円。社会資本整備総合交付金で5,400万円です。

(4)道支出金の総額は1億9,000万円で、主な計上額は障害者介護給付・訓練費等給付費負担金で3,000万円。保険基盤安定制度負担金(国保・後期)で3,700万円。子どものための教育・保育給付費道負担金が1,700万円。農業費道補助金が5,100

万円です。

次に4ページ、(5)繰入金で総額は1億9,100万円です。主な計上額は、財政調整基金の繰入金が4,500万円。農林漁業振興基金繰入金が2,000万円。教育振興基金繰入金が5,300万円。公共施設等整備基金繰入金が3,200万円です。

(6)町債の総額は4億6,100万円で、主な計上額につきましては、臨時財政対策債に8,000万円。公営住宅建設事業債に5,600万円。緊急防災・減災事業債に2億2,300万円。過疎対策事業のソフト分として4,400万円。

3の歳出の関係で(1)の人件費につきましては、給与・各種報酬等含めまして当初予算計上額は8億2,100万円でございます。

歳出のうち義務的な経費である人件費については、これまで同様適正な定員管理に配慮し、その増加の抑制に努めることを基本として参ります。

なお、令和2年度においては新規採用職員3名を予定しており、退職者と新規採用職員の給与差により職員給は減となっておりますが、会計年度任用職員の採用により人件費総額は増加しております。

(2)一般行政経費であります。一般行政経費は、これまでも経費全般にわたる節減合理化に努力して参りました。本年度予算編成にあたっては、義務的経費を除いた予算額について前年度より大幅に削減する目標を掲げ、職員食糧費・旅費の運用見直しや一般事務費について更なる効率化、節減の余地がないかを点検して参りました。

しかし、物件費については、経済情勢の変化に伴う物価上昇、消費税率の引き上げにより増加傾向が定着しています。また、維持補修費についても、公共施設の老朽化により年々増加しています。

今後は、更に公共施設やインフラの更新が多大な財政負担となることが予想されることから、各公共施設の将来的な需要を的確に見極め、公共施設長寿命化計画により、新たな時代を見据えた公共施設等のあり方を検討して参ります。

一部事務組合負担金を除いた補助費については、各種補助金等の必要性や公益性、投資効果を日常的に点検し、より効果的な執行に努めて参ります。

(ア)物件費につきましては、当初予算計上額は6億9,500万円。

(イ)維持補修費については、1億600万円。

(ウ)扶助費につきましては、2億1,600万円。

(エ)補助費につきましては、6億9,200万円。

以下、款別予算計上の主な内容について、次のとおり説明を致します。

2款の総務費で総額2億9,800万円。主な事業のみ、説明をさせていただきますが、戸籍システムの更新事業ということで、1,000万円を計上しております。あとは、継続事業であります。

次に6ページ、3款の民生費の総額は5億4,900万円で、大きなものとしましては、障害者介護給付・訓練給付事業で1億2,000万円、保育園の委託事業で6,700万円となっております。

4款の衛生費の総額は2億500万円。清掃費(一部事務組合の負担金等)で1億3,900万円となっております。

6款の農林水産業費、総額で2億3,500万円で、主な事業としましては、国営土地改

良事業の地元負担金の償還が昨年度よりも減っておりまして、3,100万円となっております。あと、産地パワーアップ事業として1,400万円、一番下の海水滅菌装置導入事業ということで、カキの事業ですけれども、600万円となっております。

7款の商工費の総額は4,900万円で、主な事業としましては、地域おこし協力隊員事業として300万円を計上しております。

8款の土木費、総額は3億2,400万円であります。下水道事業の特別会計の繰出は1億300万円、除雪の経費として4,800万円、公営住宅の改修費に1億1,100万円であります。

9款の消防費、総額は4億7,400万円で、渡島西部広域事務組合負担金の他に、本年度取り組みますICTを活用した安心暮らし創造事業（防災無線更新）に2億3,300万円を計上しております。

10款の教育費につきましては、4億4,400万円であります。主な事業につきましては、ALTの派遣事業ということで、新規に1名増員するということで、600万円を計上しております。また、学校給食支援事業として1,800万円の計上であります。一番下から二つ目にあります中央公民館のカーテンウォール改修工事に1,300万円、スポーツセンターの照明器具LED化をするということで、3,000万円を計上しております。

12款の公債費につきましては、総額5億9,200万円。

13款の職員等給与費に、総額7億3,400万円を計上しております。

あとの予算の一覧表につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

予算編成の考え方について、副町長の説明が終わりました。

次に議案の説明を総務企画課長そして以下、担当課長より順次、内容について説明致します。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第19号、令和2年度知内町一般会計予算についてでございます。

令和2年度知内町一般会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億4,986万7千円と定めます。

2と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条は、地方債でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によります。

第3条、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高限度額は、5億円と定めます。

例によって、歳出からご説明を致します。

97ページお願い致します。1款1項1目議会費に4,283万2千円の計上でございます。前年と大きく変わるものではございませんが、共済負担金で若干減額となっております。

す。

98ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に5,472万8千円の計上でございます。対前年211万1千円減の主な要因は、12節委託料で、前年計上されてございました財務会計システム、主に元号の改正によるものだったんですけれども、委託料、302万4千円の減によるものでございます。

100ページ、2款1項2目会計管理費に57万7千円の計上でございます。前年と大きく変わるものではございません。

101ページ、2款1項3目財産管理費に3,232万円の計上でございます。対前年比1,277万2千円の減となっておりますけれども、備品購入費で、前年度ウィンドウズ10の対応のために事務用のパソコン購入費の予算を計上してございました。1,413万円の減によるものでございます。

103ページです。2款1項4目財政調整基金費に1,339万5千円の計上でございます。対前年比683万9千円の増となっておりますけれども、補正予算でもご説明しておりますが、ふるさと納税でこれまで教育振興基金に積立をして参りましたが、ふるさと創生事業の対応部分が増えておりまして、そちらの部分、715万3千円が増となっております。

104ページです。2款1項5目公平委員会費、1万円同額計上でございます。

105ページ、2款1項6目企画総務費に1,395万9千円の計上でございます。前年同様の計上です。

106ページ、2款1項7目広報費に284万4千円の計上で、11万1千円の若干の減となっておりますのは、前年度カメラの更新部分の減でございます。

107ページ、2款1項8目交通安全対策費に444万7千円の計上でございます。対前年で24万5千円の減は、交通安全車の車検整備費の減でございます。

108ページ、2款1項9目環境対策費に403万6千円の計上でございます。大きく変わるものではございません。委託料で、若干消費税の分が増となっております。

109ページ、2款1項10目地域会館管理費に1,737万4千円の計上で、対前年759万6千円の増となっております。きらく町内会館の設計委託470万円と、漁村センターのLED工事190万円の計上の増によるものでございます。

110ページ、2款1項11目自治振興費に9,226万1千円の計上で、3,806万2千円の減となっておりますが、工事請負費で前年度計上の買い物交流エリア環境整備工事として5,740万円計上してございました。更に委託料で、昨年度、追加補正対応としていたデマンドバスの運行経費660万円が、本年度は当初予算からの計上となっておりますので、差引による減でございます。

112ページです。2款1項12目職員厚生管理費に246万8千円の計上です。前年と大きく変わるものではございません。

113ページ、2款1項13目マイクロバス運営費に263万円の計上です。前年と大きく変わるものではございません。

114ページ、2款1項14目諸費に200万円、前年同額計上でございます。

115ページ、2款1項15目地域創生推進費に570万9千円の計上で、432万3千円の増となっておりますけれども、主な要因は、前年度、補正予算で実施しました町魅力

発信委託料と移住就労者支援事業が今年度当初予算からの計上となったことによる増でございます。

116 ページ、2 款 2 項 徴税費、1 目 税務総務費に 8 9 万 3 千円の計上ですけれども、大きく変わるものではございません。

117 ページ、2 款 2 項 2 目 賦課徴収費に 1, 5 5 8 万 4 千円の計上でございます。1, 8 8 8 万円の大きな減となっておりますけれども、委託料で、昨年度実施した総合行政システムの改修 2, 1 9 8 万 6 千円の減によるものでございます。

118 ページ、2 款 3 項 1 目 戸籍住民登録費に 2, 6 4 5 万 8 千円の計上で、1, 3 6 2 万 7 千円の増となっておりますけれども、主な要因は、戸籍附票システムの改修 4 9 2 万 8 千円及び戸籍更新事業 9 5 5 万 5 千円の増によるものでございます。

119 ページ、2 款 4 項 選挙費、1 目 選挙管理委員会費に 1 1 1 万 1 千円の計上でございます。昨年度、総合行政システムの改修として 1 4 8 万 5 千円を計上してございましたけれども、事業完了による減でございます。

120 ページ、2 款 4 項 2 目 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費は事務の完了してございます。

同じく 121 ページ、2 款 4 項 3 目 参議院議員通常選挙費も事務が完了してございます。

122 ページ、2 款 5 項 統計調査費、1 目 人口農林商工教育統計調査費に 3 8 4 万円の計上で、2 1 7 万 9 千円の増となっておりますけれども、今年度、2 0 2 0 年度 5 年毎に実施されてございます国勢調査分の増でございます。

123 ページ、2 款 6 項 1 目 監査委員費に 1 1 2 万 7 千円の計上でございます。大きく変わるものではございません。

次に 9 款 消防費、1 7 7 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目 消防費に 2 億 2, 9 4 2 万 6 千円の計上で、1, 3 8 0 万 1 千円の増となっております。増の主な要因は、渡島西部広域事務組合消防署費の人員費の増、3 8 5 万 1 千円。更に消防指令車の購入と致しまして 7 7 2 万 9 千円の増によるものでございます。

178 ページ、9 款 1 項 2 目 災害対策費に 2 億 4, 4 1 7 万 9 千円の計上で、2 億 3, 9 0 4 万 3 千円の増となっております。主な要因は、電波法の改正に伴いまして、現在のアナログ電波が使用出来なくなることに対応し、デジタル方式の防災行政無線へ変更する費用として 2 億 3, 2 5 4 万 3 千円を計上したことによるものでございます。なお、当初の予算説明資料に添付が漏れてございまして、大変申し訳ございませんでした。資料は追加配布してございますので、ご参照をお願いします。現在、スマートフォンの携帯率が高まっております。町民の皆様にはシステムをダウンロードしていただくことを想定してございますけれども、高齢でスマートフォンをお持ちでない方の対応として従来型の戸別受信機の配布、更には耳が不自由な方もいらっしゃいますので、タブレットを配布致しまして文字情報で発信することも想定してございますが、現在、海岸部を中心に町内 3 0 ヶ所に屋外拡声器を設置してございますけれども、こちらの方もデジタル方式に改修して従来どおり放送する予定でございます。

次に公債費です。210 ページです。12 款 1 項 公債費、1 目 元金に 5 億 7, 0 0 6 万 1 千円の計上でございます。7, 4 0 7 万 5 千円の減となっておりますけれども、予算編成方針の基本的な考え方で副町長からご説明のとおり、過疎対策事業債と公営住宅事業債の償

還完了による減でございます。

211ページ、12款1項2目利子に2,190万6千円の計上で、598万1千円の減でございます。同じく償還完了による減でございます。

212ページ、13款1項1目職員等給与費に7億3,382万6千円の計上で、対前年度5,403万円の大きな減となっておりますけれども、この度、退職手当組合の規約の改正がございまして、これまでの負担と支払の差引残額が一定額を超えた場合に、その年度の退職手当の負担金の支払が免除されることとなりました。今年度、新年度ですね、知内町がその新しい制度に該当することとなりまして、知内町の比重額がおよそ3億9,000万円程度とされておりますけれども、今の負担と支出の差額の残が4億円となっておりますので、その分、退職手当組合の負担金が前年度と比べて5,276万3千円の減となっております。なお、予算書の215ページから219ページに人件費の内訳や増減の内訳を記載しておりますので、ご参照お願い致します。

更に214ページ、14款1項1目予備費に300万円、前年同額の計上でございます。

総務企画課関係は以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、生活福祉課関係の予算説明を行います。

予算書124ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に4,456万7千円の計上でございます。前年度対比246万1千円の増で、主な要因は、27節繰出金で国民健康保険特別会計への繰出金が251万7千円増加したことによるものです。

125ページです。2目国民年金費に50万2千円の計上。前年比44万6千円の増で年金生活者支援給付金システムの改修によるものです。

次に126ページです。3目老人福祉費に1億1,007万9千円の計上です。前年比121万7千円の減で、主な要因は、13節使用料及び賃借料で温泉施設入浴優待券使用料が入浴料金の値下げ見込により減少、また、北海道後期高齢者医療広域連合負担金並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金の減少によるものです。

次に128ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に1億5,785万7千円の計上。前年比1,363万6千円の増で、19節扶助費で障害者介護給付費・訓練等給付費及び自立支援医療費で対象者の増及び給付単価の増によるものです。

次に130ページです。5目介護保険費に9,543万円の計上。前年比26万4千円の増額で、繰出金で介護サービス利用者負担軽減事業補助金で30万円の増額となった為です。

次に131ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に1,912万9千円の計上。前年比213万7千円の減で、19節扶助費で子ども医療費分が平成31年度の実績見込により減となるものです。

次に132ページです。2目児童措置費に1億2,088万6千円の計上。前年比985万9千円の減で、12節委託料で知内保育園の委託料分として640万4千円の減、昨年度の児童手当の総合行政システム改修業務委託料で627万円の減、また、18節負担金補助及び交付金で保育園給食支援助成金で123万5千円の減、扶助費で児童手当対象者の減少

により125万円の減となることによるものです。

次に133ページです。3目児童福祉施設費は湯ノ里保育所の利用児童が激減することにより令和2年度は休所とするため、予算計上はございません。

次に134ページ、3項1目災害救助費に30万円の計上。昨年と同額です。

次に135ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に259万円の計上。前年比7万5千円の減で、内容については前年度と大きく変わりません。

次に136ページ、2目予防費に2,765万4千円の計上。前年比660万9千円の減となっていますが、事業の内容については前年度と大きく変わるものではありませんが、がん検診等、令和元年度実績を元に減額した他、国保加入者に係る予防接種等の料金については、国保会計で計上しているため、前年度比で減となっております。

次に138ページです。3目環境衛生費に571万8千円の計上。前年比140万9千円の減で、蜂の巣駆除を職員の手により行うこととした為によるもの、また、負担金補助及び交付金で木古内火葬場利用負担金の減によるものです。

次に139ページ、4目診療所費に1,136万6千円の計上。前年比191万4千円の減で、10節需用費で湯ノ里診療所の薬品購入費分で令和元年度の実績見込により減としたものです。

次に140ページ、5目保健医療総合センター管理費に1,104万円の計上。前年比148万円の減で、委託料で昨年実施しました健康管理システムの改修委託料が、今年も行われない為に減となったことによるものです。

次に141ページです。2項1目清掃費に1億4,314万1千円の計上。前年比120万6千円の減で、負担金補助及び交付金で渡島廃棄物処理広域連合負担金が減額となったことによるものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。

失礼しました。142ページです。4款衛生費、3項上水道費、1目上水道費に373万5千円。前年比228万7千円です。水道事業会計への操出金となっております。

説明は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

143ページをお開きください。5款1項1目労働費に31万6千円を計上。前年度対比140万2千円の減で、主な要因は、18節負担金補助及び交付金で知内町新規高卒者等雇用奨励助成金が無くなったことによるものです。

次に144ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に431万円を計上。前年度対比26万円の減で、主な要因は、8節旅費と10節需用費の減によるものです。

次に145ページ、2目農業総務費に50万1千円を計上。前年度対比4万6千円の増で、大きく内容は変わっておりません。

次に146ページ、3目農業振興費に9,258万2千円を計上。前年度対比3億8,365万3千円の減で、主な要因は、18節負担金補助及び交付金で産地パワーアップ事業が当初予算で計上したことで増加、22節償還金利子及び割引料で国営土地改良事業償還金が昨年一括償還分を計上していましたが、今年は既定償還分のみとなることから減少したこと

によるものです。

次に148ページ、4目農地費に1,645万8千円を計上。前年度対比1,381万6千円の増で、主な要因は、12節委託料と14節工事請負費で農地耕作条件改善事業工事が当初予算で計上したことで増加、18節負担金補助及び交付金で農業競争力特別対策事業補助金も当初予算で計上したことによるものであります。

次に149ページ、5目畜産振興費に5万2千円を計上。前年度対比12万7千円の減で、主な要因は、18節負担金補助及び交付金で昨年計上していました発電機導入助成金が無くなったことによるものです。

次に150ページ、6目農村活性化センター・公園管理費に174万9千円を計上。前年度対比8万2千円の増で、主な要因は、12節委託料で農村活性化センター浄化槽管理業務委託料が施設利用が始まったことにより増加となっております。

次に151ページ、7目知内ダム管理費に2,051万9千円を計上。前年度対比4万3千円の減で、主な要因は、10節需用費で修理費が減少、12節委託料で知内ダム堆砂量調査業務委託料分が増加、17節備品購入費で知内ダム警報車分が増加したことによるものです。

次に153ページ、2項林業費、1目林業総務費に46万3千円を計上。前年度対比38万6千円の減で、主な要因は、18節負担金補助及び交付金でエゾシカ被害対策協議会負担金と知内町鳥獣被害防止対策協議会助成金が無くなったことによるものです。

次に154ページ、2目林業振興費に1,963万4千円を計上。前年度対比1,270万3千円の増で、主な要因は、10節需用費で支障木等伐採分が増加と、24節積立金で森林環境譲与税基金積立金を当初から計上したことによるものであります。

次に155ページ、3目造林事業費に3,297万4千円を計上。前年度対比69万5千円の減で、主な要因は、12節委託料で町有林整備事業が減となっております。

次に156ページ、4目水源林造成事業費に8万6千円を計上。前年度対比1万4千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に157ページ、5目治山事業費に11万6千円を計上。前年度対比4万3千円の減で、これも内容は大きく変わっておりません。

次に158ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に347万4千円を計上。前年度対比15万5千円の増で、18節負担金補助及び交付金で北海道漁港漁場協会負担金の事業費割が増加したことによるものです。

次に159ページ、2目水産振興費に1,657万1千円を計上。前年度対比114万6千円の増で、主な要因は、18節負担金補助及び交付金で前年度補正で対応したものを当初予算から計上したものと、新たに海水殺菌装置導入事業助成金を計上したことによるものです。

次に160ページ、4項1目ものづくり産業振興費に2,247万8千円を計上。前年度対比2,165万3千円の増で、主な要因は、事業補助金が昨年は補正により対応していましたが、今年度は当初から計上したことによるものです。

次に161ページ、5項地域産業担い手対策費、1目地域産業担い手対策事業費に119万6千円を計上。昨年は全て補正対応にしましたが、今年度は当初から計上しました。

次に162ページ、2目地域産業担い手センター施設管理費に174万3千円を計上。前

年度対比11万9千円の減で、前年度の実績から清掃賃金、光熱費が減って減となっております。

次に163ページ、7款1項商工費、1目商工総務費に39万4千円を計上。前年度対比2万7千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に164ページ、2目商工振興費に1,100万円を計上。前年度対比60万9千円の減で、主な要因は、「食」のスポット修繕費と除排雪業務委託料が増、雑誌広告料と備品購入費が減、あと18節負担金補助及び交付金で商工振興指導助成金が減になったことによるものです。

次に165ページ、3目観光費に829万2千円を計上。前年度対比851万5千円の減で、主な要因は、10節需用費で観光パンフレット印刷製本費分が増、18節負担金補助及び交付金でしりうち観光推進機構運営助成金が減となっております。

次に166ページ、4目公園管理費に281万6千円を計上。前年度対比10万1千円の減で、主な要因は、10節需用費で維持補修費が減となっております。

次に167ページ、5目物産館管理費に1,576万3千円を計上。前年度対比7千円の減で、内容は大きく変わっておりません。

次に168ページ、6目健康保養センター管理費に1,111万7千円を計上。前年度対比1,877万円の減で、主な要因は、指定管理者が変わることにより、12節委託料の管理運営業務指定管理料が無くなったことと、18節負担金補助及び交付金に維持管理負担金を計上。これは、昨年まで町が直接契約していた施設の維持管理に係る委託料相当分を指定管理者に支払い契約をして管理者が直接行うことによって、その分を町が負担金で払うことにしたことによるものです。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐藤和人)

建設水道課関係予算でございます。

169ページになります。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は18万8千円で、前年より5万1千円の減額であります。8節旅費の減額によるものであります。

続きまして、170ページをお開きください。2目下水道整備費は1億2,681万2千円で、前年度より221万1千円の増額であります。これは、18節負担金補助及び交付金で、480万円で浄化槽設置補助金において昨年度の実績を考慮し、今年度7人槽4基分の補助分で223万円減額するものであります。27節繰出金で公共下水道及び農業集落排水特別会計へ繰出金449万6千円の増額であります。

171ページであります。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は97万1千円で、前年度より138万8千円の減額であります。主な要因と致しまして、10節需用費で道路・橋梁交通安全費の電気料LED化に伴う59万円の減額、及び昨年度計上しておりました13節委託料で道路台帳移動処理委託料について、今年度、道路台帳の移動がないことから65万円の減額であります。

172ページであります。2目道路維持費は7,569万2千円で、前年度より1,190万4千円の増額であります。これは、10節需用費で除雪車の燃料費精査による265万

9千円の減、修理費で老朽化に対応する為、50万円の増額、14節工事請負費で1,390万円の増額であります。令和2年度におきまして、渡島知内2号線ときらく7号線の生活道路の整備、交通安全対策として区画線引工事、重内1号線の交通安全施設工事で2,070万円を計上しております。

173ページであります。3目橋梁維持費で62万4千円になります。前年度より20万7千円の減額であります。これは、10節需用費で前年度の修繕状況による減額であります。

174ページをお開きください。4目道路橋梁改良工事費は81万9千円で、前年度より2,231万円の減額であります。これは、前年度で工事が完成致しました、きらく8号線の工事請負費の減額が主な理由であります。

175ページをご覧ください。3項河川海岸費、1目河川総務費では前年度より14万2千円の増額で、436万5千円となります。これは、10節需用費で河川維持修繕費で河川内での局部的に繁茂する立木の伐採を実施する費用として、前年度より31万円増額としております。また、減額分としては、昨年度、役務費を15万円計上しておりましたが、その未計上による減額であります。

176ページをお開きください。4項住宅費、1目住宅管理費で1億1,434万4千円となります。前年度より1億379万8千円の増額であります。主な理由と致しましては、12節委託料に公営住宅長寿命化に則り、令和3年度工事予定のスミレ団地の改修実施設計費として350万円を計上しております。また、前年度補正で対応しておりました14節工事請負費で同じく長寿命化計画に則り、あけぼの団地、湯の里団地、紅葉団地の改修工事及びハマナス団地の共用部照明灯LED化工事として1億700万の計上によります。

209ページをお開きください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費で4万7千円となります。前年度より6万2千円の減額となります。

以上で建設水道課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

それでは、教育委員会学校教育課関係の予算を説明させていただきます。

179ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費に187万2千円を計上。前年比56万5千円の減で、主な要因は、8節旅費で2年に1度実施しております教育委員の研修視察旅費の減となっております。

次に180ページです。2目事務局費に4,044万3千円を計上。前年比138万6千円の増で、主な要因は、1節報酬では、昨年度まで2節で予算計上していた英語指導助手の給料、7節で計上していたインクルーシブ教育事業賃金を、会計年度任用職員制度地方自治法の改正等で7節の賃金が廃止になりまして、予算を報酬に組み替えたことによります。8節旅費では、英語指導助手の派遣期間が令和2年度の途中で任期期間満了となることから帰国旅費、新任の英語指導助手、出迎えの研修等に係る臨時的な旅費として、76万円程度を見込んでおります。11節役務費につきましては、給食用のエレベーター保守点検料の減です。12節委託料では、英語教育の充実を目的に英語指導助手を2名体制にする為、民間からの派遣委託料として568万円の増になります。18節負担金補助及び交付金では、これまでふるさと創生事業を活用してきました事業で、継続的に行われているものについて、一

般会計予算に組み替えて継続実施しようとするもので、学校間交流事業、イングリッシュキャンプ、矢越クルージングの体験事業等についての負担金について、32万円の増となるものです。24節積立金につきましては、教育振興基金積立金で奨学資金の償還分は貸付の減少に伴い、230万円の減、ふるさと納税寄附金分につきましては、寄附金の事業実施要綱の一部改正等で寄附金の使途を選択可能としたことから、教育振興基金の人材育成成分としては481万6千円の減となっております。

次に183ページです。3目学校給食センター費に7,705万2千円を計上。216万3千円の減で、主な要因は、10節需用費で、光熱水費で前年度実績から126万9千円の減、また、児童・生徒数の減少や前年度実績から食材費で130万3千円を減としております。12節委託料では調理業務、運転業務の委託料として83万円の増、17節備品購入費につきましては、経年劣化による更新が必要な備品の購入ということで、47万円の増となりますけれども、トータルとしては減となっております。給食費月額単価につきましては、平成31年度と同単価で設定してございまして、歳出予算では、給食食材費として1,752万1千円を計上してありますが、教職員が負担する給食費の収入ということで、350万を見込んでおります。

次に185ページ、2項小学校費、1目学校管理費に6,141万1千円を計上。前年比457万7千円の増です。主な要因につきましては、1節報酬から7節報償費までは予算の組み替えによるものです。特別支援教育支援員については、支援を要する対象児童の増加から配置を5名から7名に増員するとともに、会計年度任用職員の制度改正によりまして、期末手当、通勤手当の支給等から人件費全体では517万4千円の増になっております。10節需用費につきましては、修繕費、車検整備費で46万円の増、12節委託料では、学校用務管理業務委託料で28万7千円の増、それから暖房費の保守点検ということで、令和2年度につきましては、湯ノ里と涌元小学校の保守点検を予定してございまして、31万4千円の減です。17節備品購入費につきましては、ICT環境整備に大型テレビ、プリンターの更新費用として、昨年度は補正対応でしたが、今年度は当初予算ということで、64万円の増になっております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明の途中ですが、まだ続きそうですので、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

(休憩 午後0時01分)

(再開 午後1時00分)

休憩を取り消し、会議を続けます。

学校教育課長より引き続き、説明をお願い致します。

◎ 学校教育課長 (埴山亮一)

引き続き、説明をさせていただきます。

187ページになります。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費に1,101万9千円を計上。前年比481万4千円の増です。主な要因につきましては、10節需用費で指導書・教授用資料として540万円の増となるものですが、新年度から使用する小学校の教科書が新しくなることに伴いまして、教師用の指導書も5年振りに改定されます。14教科18指導書で3校分必要となるものであります。17節備品購入費では97万4千円の減、

故障等で更新が必要な備品の更新に限ることとし、今年次で対応が可能な備品につきましては、予算計上を見送ることとした為であります。19節扶助費では、新年度の需要見込みから65万6千円の増となるものであります。

次に188ページになります。3項中学校費、1目学校管理費に3,042万8千円を計上。前年比381万2千円の増です。主な要因は、7節報償費では、小学校からのカウンセラー派遣要望が多いことから、中学校を本務校として年3回程度、小学校にも派遣出来るようにということで、心の教室相談員の謝金として15万5千円を増としております。14節工事請負費では、体育館暖房機器の更新、小荷物専用昇降機、給食用エレベーターのリニューアル工事ということで、395万6千円の増になります。17節備品購入費では、全体で7万円の減になりますが、ICT環境整備に大型テレビ等更新費用として45万円、学校管理備品につきましては、38万円の減で、小学校費と同じく更新等で必要な備品に限ることとして予算計上しております。

次に190ページになります。3項中学校費、2目教育振興費に565万6千円を計上。前年比49万8千円の増です。主な要因につきましては、19節扶助費で新年度の需要見込みから79万5千円の増としております。

次に少し飛んでいただきます。195ページです。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に971万1千円を計上。前年比115万8千円の減です。主な要因につきましては、1節報酬から7節報償費まで地方自治法の改正等により、7節賃金が廃止されまして予算を組み替えておりますけれども、特別支援教育支援員につきましては、職員による支援業務を予定しているということで、配置を3名から2名に減らすとともに、会計年度任用職員の制度改正等で期末手当、通勤手当の支給等から人件費全体では98万3千円の減となっております。

197ページ、2目教育振興費に58万3千円を計上しております。前年比6万円の増で、事業の内容は大きく変わるものではございません。

以上、学校教育課関係の説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (長谷川将之)

次に191ページ、ご覧ください。4項高等学校費、1目学校管理費に5,423万2千円を計上しまして、前年比364万2千円の減額です。主な要因につきましては、昨年度、備品購入で購入しましたスクールワゴン車の分でございます。

次に194ページです。2目教育振興費で688万7千円を計上。前年比17万8千円の減で、主な要因につきましては、13節使用料及び賃借料で部室レンタル料が22万9千円増、17節備品購入費で部活動用備品が40万7千円減額によるものです。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、社会教育課長。

◎ 社会教育課長 (松本泰行)

それでは、198ページをお開きください。10款6項社会教育費、1目社会教育総務費に1,498万4千円を計上。前年比50万2千円の増です。主な要因は、1節報償及び8節旅費で、第8次知内町社会教育中期計画策定に伴う各委員の報酬と費用弁償分、45万1千円の増によるものです。

次に200ページです。2目公民館費に3,807万8千円を計上。前年比1,417万7千円の増で、主な要因は、14節工事費で中央公民館カーテンウォール改修工事として1,250万円の増、中央公民館機械室鋼製建具改修工事で150万円の増となるものです。

次に202ページです。3目郷土資料館費に346万6千円を計上。前年比9万5千円の減で、前年度と大きく変わるものではありません。

次に204ページです。4目青少年交流センター管理費に1,003万1千円を計上。前年比248万4千円の増で、主な要因は、12節委託料で管理運営業務委託料として35万9千円の増、14節工事費では青少年交流センター冷房設置工事として227万3千円が増となるものです。

次に205ページです。5目文化交流センター費については、施設の譲渡に伴い前年比204万円の減となるものです。

次に206ページです。7項1目保健体育費に7,855万3千円を計上。前年比3,307万9千円の増で、主な要因は、12節委託料でスポーツセンター管理業務委託料として昨年まで管理人賃金を計上しておりましたが、今年度よりスリーエスの方に委託することとし、その管理料241万1千円の増、スキー場管理運営業務で70万円の増、それと14節工事請負費では、スポーツセンター駐車場整備工事の完了により460万円の減となりますが、スポーツセンターステージ昇降バトンワイヤー更新工事で173万円の増、スポーツセンター照明器具LED化工事で3,000万円の増、町営スキー場リフト主電動機更新工事で236万円の増となります。また、18節負担金補助及び交付金では、文化スポーツ合宿誘致補助金300万円の増となりますが、昨年、年度間で補正しておりますものを年度当初で予算計上した為でございます。

以上で社会教育課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入等の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

歳入、14ページからです。歳入につきましては、収入見込及び歳出に対応した必要な財源としての計上になりますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。よろしくお願い致します。1款町税、1項町民税、1目個人に1億5,303万2千円の計上でございます。前年度の実績見込を考慮し、若干の減を見込んでございます。

15ページ、1款1項2目法人に3,719万5千円の計上でございます。同じく前年実績見込を勘案した計上でございます。

16ページ、1款2項1目固定資産税に5億1,329万3千円の計上でございます。対前年3,301万7千円の増となっております。償却資産につきましては、メガソーラー発電に係る固定資産税、昨年8月から運転開始となりましたので、固定資産税が本年度から正式に課税となる見込でございますけれども、その内、ソーラーパネル等の一部の施設が生産性向上特別措置法に基づく先端設備導入計画に認定されてございまして、3年間の固定資産税の減免となっております。但し、この減免によって本来の固定資産税収が減収となりますので、その75%は普通交付税で補填されるという仕組みになってございます。

17ページ、1款2項2目国有資産等所在市町村交付金に537万1千円の計上ござい

ます。見込計上でございます。

18ページ、1款3項軽自動車税の1目種別割に1,331万5千円の計上でございます。登録台数の実績により、若干の増を見込んでございます。

19ページ、1款3項2目環境性能割に100万円の計上でございます。これまで道税でありました自動車取得税の廃止に伴いまして、軽自動車に係る環境性能割が新たに創設されてございます。新規の計上です。

20ページ、1款4項1目たばこ税に3,233万5千円の計上でございます。前年実績を考慮し、133万6千円の減収を見込んでございます。

21ページ、1款5項1目入湯税に219万円の計上でございます。前年実績を考慮して、入湯客数の減少に伴う減収を見込んでございます。町税関係は以上です。なお、予算説明資料見出し3の税務会計課資料に予算計上の内訳を記載してございますので、ご参照お願い致します。

次に22ページ、2款1項1目地方揮発油譲与税に890万円の計上でございます。前年実績による若干の減でございます。

23ページ、2款2項1目自動車重量譲与税に2,200万円の計上。同額計上です。

24ページ、2款3項1目森林環境譲与税に1,176万円の計上でございます。昨年度から創設された譲与税でございます。

25ページ、3款1項1目利子割交付金、50万円の計上です。前年実績を勘案し、若干の減を見込んでございます。

26ページ、4款1項1目配当割交付金に70万円の計上でございます。同じく前年実績により、若干の減を見込んでございます。

27ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金に60万円の計上です。同じく実績による若干の減を見込んでございます。

28ページ、6款1項1目法人事業税交付金に150万円の計上でございます。社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律の一部を改正する法律によりまして、北海道に納付されてございました法人の事業税の額の一部に相当する額を市町村に対し、各市町村の従業者で案分して交付する交付金が創設されてございます。その新規の計上でございます。

29ページ、7款1項1目地方消費税交付金、1億円の計上でございます。税率の引き上げに伴いまして、若干の増を見込んでございます。

30ページ、8款1項1目環境性能割交付金に500万円の計上でございます。昨年、10月1日に自動車の取得購入時に課税されてございました自動車取得税というのが廃止になってございます。それに代わり環境性能割が導入されてございます。

31ページ、9款1項1目地方特例交付金に400万円の計上でございます。前年度実績の見込による計上でございます。

32ページ、10款1項1目地方交付税に17億5,498万円の計上でございます。令和2年度の地方財政計画を元に本年度の事務事業に係る一般財源としての計上でございます。前年度比4,024万4千円の減となっておりますけれども、今後の各種の事務事業の追加の財源として、今後の追加補正を予定してございます。

33ページ、11款1項1目交通安全対策特別交付金に1千円の同額の計上でございます。

34 ページ、12 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目総務費分担金に 22 万 7 千円の同額計上でございます。

35 ページ、12 款 2 項負担金、1 目総務費負担金に 190 万円の計上でございます。環境監視センターの負担金ですけれども、木古内町と福島町からの負担金、委託料で消費税の分の増に対応した負担金の増でございます。

36 ページ、12 款 2 項 2 目民生費負担金に 352 万 4 千円の計上でございます。昨年、10 月 1 日から始まった 3 歳から 5 歳児の保育の無償化によりまして、保育料負担金が減となっております。

37 ページ、12 款 2 項 3 目農林水産業費負担金に 681 万円の計上でございます。大きく変わるものではございません。

38 ページ、13 款 1 項 1 目総務使用料に 20 万円の同額計上でございます。

39 ページ、13 款 1 項 2 目民生使用料、湯ノ里保育所の休所によりまして、今年度、使用料の計上はございません。

40 ページ、13 款 1 項 3 目農林水産業使用料に 301 万 3 千円の計上でございます。収入見込による計上でございます。

41 ページ、13 款 1 項 4 目商工使用料に 60 万円。墓地使用料、同額計上でございます。

42 ページ、13 款 1 項 5 目土木使用料に 4,881 万 9 千円の計上でございます。基本的に前年同様の計上でございますけれども、公営住宅使用料と道路占用料で若干の増を見込んでございます。

43 ページ、13 款 1 項 6 目教育使用料に 2,103 万 4 千円の計上でございます。高等学校授業料につきまして、授業料の改定と生徒数の増により 508 万 6 千円の増を見込んでございます。

44 ページ、13 款 1 項 7 目衛生使用料に 3 万円同額計上でございます。合同納骨塚の使用料です。

45 ページ、13 款 2 項 1 目総務手数料に 241 万 7 千円の計上でございます。戸籍関係手数料の改定により、若干の増を見込んでございます。

46 ページ、13 款 2 項 2 目衛生手数料に 777 万 9 千円の計上でございます。塵芥処理手数料の改定を見込んでございまして、162 万 3 千円の増を計上してございます。

47 ページ、13 款 2 項 3 目農林水産業手数料、5 千円同額計上でございます。

48 ページ、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金に 1 億 4,001 万円の計上でございます。内容は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金、対前年 378 万 2 千円の増、及び障害者介護給付・訓練費等給付費負担金が対前年 600 万円の増を見込んでございます。

49 ページ、14 款 2 項国庫補助金、1 目土木費国庫補助金に 5,133 万 8 千円の計上でございます。あけぼの団地及び湯の里団地、更に紅葉団地の長寿命化に向けた改修工事分として社会資本整備総合交付金 4,900 万円の増を計上してございます。

50 ページ、14 款 2 項 2 目教育費国庫補助金に 21 万 5 千円の計上でございます。特別支援教育就学奨励費補助金の若干の増を見込んでございます。

51 ページ、14 款 2 項 3 目民生費国庫補助金に 234 万 9 千円の計上でございます。それぞれ収入見込による計上でございます。

52ページ、14款2項4目総務費国庫補助金に1,130万6千円の計上でございます。デマンドバスの運行事業、個人番号カード交付事業、戸籍情報システム改修に係る補助金609万8千円が純増となっております。

53ページ、14款2項8目衛生費国庫補助金に39万3千円の計上でございます。純増となっておりますけれども、昨年度は補正予算で追加をしておりました。成人男性の風しん予防に係る抗体検査費の補助金でございます。

54ページ、14款3項委託金、1目総務費委託金に21万3千円の計上でございます。参議院議員通常選挙委託金の減でございます。

55ページ、14款3項2目民生費委託金に139万2千円の計上でございます。同様の計上です。

56ページ、15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に9,661万4千円の計上でございます。子どものための教育・保育給付費道負担金189万1千円の増、障害者等福祉費道負担金300万円の増、保険基盤安定制度負担金334万3千円の増が主なものとなっております。

57ページ、15款2項道補助金、1目総務費道補助金に124万2千円の計上でございます。地域づくり総合交付金、買い物エリア環境整備分ですけれども、4,400万円が減となっております。

58ページ、15款2項2目民生費道補助金に1,107万1千円の計上でございます。内容は、社会福祉費道補助金から妊産婦安心出産支援事業道補助金まで、それぞれ本年度事業の歳出に対応する収入見込額の計上でございます。

59ページ、15款2項3目農林水産業費道補助金に6,265万9千円の計上です。産地パワーアップ事業補助金1,258万4千円の純増及び農地耕作条件改善事業補助金607万2千円の純増によるものでございます。

60ページ、15款2項4目教育費道補助金に111万8千円の計上でございます。昨年、同様の計上です。

61ページ、15款2項5目衛生費道補助金に51万円の計上でございます。海岸漂着物等地域対策推進事業分の47万円が純増となっております。

62ページ、15款2項6目電源立地地域対策交付金に243万8千円の計上です。前年同様の計上でございます。

63ページ、15款2項7目商工費道補助金に10万4千円の計上でございます。前年同様です。

64ページ、15款2項8目地域創生推進費道補助金に75万円の計上です。移住就労者支援事業分75万円の純増でございます。

65ページ、15款3項委託金、1目総務費委託金に1,106万7千円の計上でございます。国勢調査に係る委託金219万1千円の増と、北海道知事選挙の終了に係る選挙費の委託金392万5千円の減による差引の減でございます。

66ページ、15款3項2目農林水産業費委託金に8万円同額計上でございます。

67ページ、15款3項3目商工費委託金に71万9千円の計上で、駐車公園トイレ維持管理委託金で前年同様の計上でございます。

68ページ、15款3項4目土木費委託金に155万円の計上です。樋門樋管管理、同様

の計上でございます。

69ページ、15款3項6目民生費委託金に15万円の計上でございます。人権啓発活動の委託金として4年に1度、法務省から交付されます花の苗を購入して学校へ配分するという計画にしております。

70ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に2,123万7千円の計上です。セミオーダー住宅の貸付料169万2千円の増が比較の主な内容となっております。

71ページ、16款1項2目利子及び配当金に69万6千円の計上でございます。各基金の利子の見込み額の計上です。

72ページ、16款2項1目財産売払収入です。1,629万6千円の計上でございます。町有林売払収入の増を見込んでおります。

73ページ、17款1項1目寄付金に4,500万円の計上でございます。ふるさと納税寄附金の若干の増を見込んでおります。

74ページ、18款繰入金、1項1目特別会計繰入金、4千円同額計上でございます。

75ページ、18款2項基金繰入金、1目積立金繰入金に1億9,118万5千円、対前年1億4,896万2千円の比較減となっておりますけれども、昨年度は各種のシステム、パソコンの入れ替え等、補助金ですとか起債の対応のない多額な財源の事業がございまして、その財源不足に対応して減災基金の繰入1億4,939万6千円を計上してございましたけれども、本年度は事業の完了に加えまして各種の歳出削減対策を行った結果、減債基金の繰入は計上してございません。

76ページ、19款1項1目繰越金、1,000万円同額の計上でございます。

77ページです。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金に8万円同額計上でございます。

78ページ、20款1項2目加算金、1千円同額計上でございます。

79ページ、20款2項1目預金利子、4千円預金利子の計上でございます。

80ページ、20款3項貸付金元利収入、1目民生貸付金元金収入に50万円、母子会運営資金の返還金でございます。

81ページ、20款3項3目奨学資金貸付収入、570万円の計上でございます。本年度収入見込額で若干の減を見込んでおります。

82ページ、20款4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入で570万円の計上でございます。簡易郵便局事務の受託収入の計上でございます。

83ページ、20款4項2目民生費受託事業収入として116万6千円の計上でございます。後期高齢者医療広域連合からの受託収入見込の計上でございます。

84ページ、20款5項1目雑入に1,848万1千円の計上でございます。失礼しました。増減の主なものは、上から2行目、北海道市町村振興協会の助成金200万円となっておりますけれども、この内、知内高校の短期海外留学事業の助成金、これが対象になるということがございまして、その分、増額となっております。

86ページです。20款5項2目診療所収入に754万円の計上でございます。収入見込による計上です。

87ページ、20款5項3目給食費収入に355万9千円の計上です。教員等の給食費の

収入です。

88ページ、21款1項町債、1目臨時財政対策債に8,000万円の計上です。本年度の地方財政計画に基づく見込み額を計上してございます。

89ページ、21款1項2目土木債に6,470万円の計上です。道路橋梁債、公営住宅事業債とも純増となっております。

90ページ、21款1項3目教育債に2,700万円の計上です。スポーツセンター照明LED化工事の分、地域活性化事業債の充当を予定してございます。

91ページ、21款1項4目消防債に2億3,220万円の計上でございます。大きなものは防災行政無線の更新事業として、緊急防災・減災事業債の充当を予定してございます。なお、この緊急防災・減災事業債は過疎対策事業債と同様、償還の70%が交付税に算入されることとなっております。

92ページ、21款1項5目民生債に500万円の計上でございます。子ども医療費拡大事業助成として、過疎ソフトの充当でございます。

93ページ、21款1項6目農業債に2,080万円の計上です。昨年の国営土地改良事業分、これ、過疎債でしたけれども、3億9,270万円の減となっております。

94ページ、21款1項8目林業債に700万円の計上です。町有林整備事業債の計上です。

95ページ、同じく21款1項9目総務債に2,470万円の計上です。買い物利便性向上対策、過疎ソフト分の計上でございます。更に今年度建設予定してございます、きらく町内会館の、ここの部分は設計の部分ですけれども、過疎対策事業債の充当を予定してございます。

96ページは、自動車取得税交付金は制度の廃止となっております。

次に第2表地方債をご説明致します。

11ページをお願いします。第2表地方債です。臨時財政対策債から、きらく町内会館整備事業債までの歳入町債でご説明致しました起債借入額、合計4億6,140万円の限度額をそれぞれ設定するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、昨年同様であり、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで一般会計の説明は終わりました。

● 議案第20号 令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第20号、『令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第20号、令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。

令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算です。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,463万8千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金です。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、4千万円と定める。

歳出予算の流用です。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項で計上された予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用です。

歳出から説明させていただきます。

22ページをお願い致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に381万7千円の計上。昨年度対比49万5千円の減額で、主な要因は、昨年計上の備品購入費が今年度は無くなったことによるものです。

23ページです。2目国民健康保険団体連合会負担金に807万4千円の計上。前年比390万2千円の増額で、KDBシステムの設置等に係る負担金並びに特定健診受診率向上支援等共同事業負担金の増によるものです。

次に24ページ、2項徴税费、1目賦課徴収費に233万4千円の計上。前年比446万9千円の減で、12節委託料で国保税総合行政システム改修を昨年実施したことによる減額でございます。

次に25ページです。3項1目運営協議会費に31万7千円の計上。前年比12万2千円の減で、旅費の減額によるものです。

次に26ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に4億600万円の計上。昨年同額です。

次に27ページ、2目退職被保険者診療給付費に1千円の計上。前年比199万9千円の減額。退職被保険者の該当者が居なくなったことによる減額です。

次に28ページ、3目一般被保険者療養費に450万円の計上。昨年同額です。

次に29ページ、4目退職被保険者療養費に1千円の計上。前年比14万9千円の減額で、同じく退職被保険者の該当者が居なくなったことによるものです。

次に30ページ、5目審査支払手数料に100万円の計上。昨年度と同額です。

次に31ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費に5,150万円の計上。昨年度同額です。

次に32ページ、2目退職被保険者高額療養費に1千円の計上。前年比99万9千円の減で、該当者が居なくなったことによるものです。

次に33ページ、3目一般被保険者等高額介護合算療養費から、34ページ、退職被保険者等高額介護合算療養費、それから、35ページの一般被保険者移送費は、昨年同額ですので、説明を省略させていただきます。

次に36ページです。2目退職被保険者移送費は、先ほどからの説明と同様で、該当者が

居なくなったことによる減額です。

次に37ページ、4項助産諸費、1目出産育児一時金に84万円の計上。昨年同額です。

次に38ページ、2目審査支払手数料及び39ページ、5項葬祭諸費、1目葬祭費まで昨年同額です。

次に40ページ、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分に1億568万円の計上。昨年度比920万8千円の減で、北海道から納付金として配分された一般被保険者医療費給付分の減となっております。

次に41ページ、2目退職被保険者等医療給付費分は皆減となります。

次に42ページ、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分に3,304万7千円の計上。昨年度比112万6千円の増で、一般被保険者後期高齢者支援金等分の増となっております。

次に43ページ、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は皆減となります。

次に44ページ、3項1目介護納付金分に1,243万4千円の計上。前年比38万円の増で、介護納付金の増となっております。

次に45ページ、4款1項1目共同事業拠出金は前年度と同額となっております。

次に46ページ、5款1項1目財政安定化基金拠出金は1千円で純増となっております。

次に47ページ、6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費に328万9千円の計上。前年比158万5千円の減で、12節委託料で前年度に健康管理システム改修を行ったことによる減額です。

次に48ページ、2項1目保健事業費に684万1千円の計上。前年比300万8千円の増で、11節役務費及び12節委託料で、国保加入者に係る予防接種並びに総合健診を国保会計から支出することとした為。また、17節備品購入費でKDBシステムの端末を購入することによるものです。

次に49ページ、7款1項1目基金積立金に3万1千円の計上。前年比3万円の増で、基金積立金の増額です。

次に50ページ、8款1項公債費、1目利子に1千円で昨年同額です。

次に51ページ、9款諸支出金、1項償還金、1目一般被保険者保険税還付金に70万円で昨年同額です。

次に52ページ、2目退職被保険者保険税還付金に1千円の計上。前年比18万4千円の減で、該当者が居ないことによるものです。

次に53ページ、3目償還金に5千円の計上。昨年同額です。

次に54ページ、10款1項1目予備費に369万8千円の計上。前年比140万8千円の増となっております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

6ページをお願い致します。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に1億2,291万8千円の計上。前年比1,672万円の減で、税率の引き下げによるものです。

次に7ページ、2目退職被保険者国民健康保険税、2万2千円の計上。前年比26万1千円の減で、退職被保険者の該当者が居ないため、滞納繰越分のみ計上となっております。

次に8ページ、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料に3万円の計上で前

年度同額です。

次に9ページ、3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金に4億7,428万1千円を計上。前年比56万7千円の減で、前年度と大きく変わらない内容となっております。

次に10ページ、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に3万1千円を計上。前年比3万円の増となっております。

次に11ページ、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金に4,135万円の計上。前年比251万7千円の増で、主な要因は、1節保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）で国保保険料軽減対象者の前年実績による見込で増となっております。

次に12ページ、2項1目基金繰入金に550万円を計上。前年比549万9千円の増で、国保加入者の予防事業等に係る経費を基金から繰入するものです。

次に13ページ、6款1項1目繰越金は1千円で昨年度同額です。

次に14ページ、7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2目一般被保険者延滞金に18万円の計上。昨年比2万円の増で、一般被保険者の延滞金見込によるものです。

次に15ページ、3目退職被保険者延滞金に1万円の計上で、昨年度同額です。

次に16ページ、2項1目預金利子から、21ページ、3項5目雑入まで、昨年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

● 議案第21号 令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第21号、『令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第21号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,352万6千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出から説明させていただきます。

12ページをお願い致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に273万1千円の計上です。前年比465万6千円の減額で、12節委託料で昨年実施の後期高齢者総合行政システム改修に係る委託料が減となったことによるものです。

次に13ページ、2項1目徴収費に25万8千円の計上で、昨年同額です。

次に14ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に7,053万3千円の計上。前年度比370万9千円の増額で、事務費負担金から保険基盤安定分までの納付金の見

込によるものです。

次に15ページ、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金から17ページの4款1項1目予備費まで、昨年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に歳入です。

5ページをお願い致します。1款1項1目後期高齢者医療保険料に4,306万円の計上。昨年比62万5千円の増で、収入見込額の増によるものです。

次に6ページ、2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料に5千円の計上。昨年度と同額です。

次に7ページ、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に3,045万6千円の計上。前年比157万2千円の減額で、後期高齢者広域連合への納付金で事務費繰入の減によるものです。

次に8ページ、4款1項1目繰越金から11ページ、5款諸収入、2項2目雑入まで昨年度同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

● 議案第22号 令和2年度知内町介護保険特別会計予算について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第17、議案第22号、『令和2年度知内町介護保険特別会計予算について』説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第22号、令和2年度知内町介護保険特別会計予算について。

令和2年度知内町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ5億1,982万5千円。介護サービス事業勘定歳入歳出それぞれ154万8千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金です。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定める。

歳出予算の流用です。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

歳出から説明させていただきます。

33ページをお願い致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に484万1千円の計上。前年比105万5千円の増額で、主な要因は、17節備品購入費で購入から20年以上経過した介護保険活動車の更新によるものです。

次に34ページ、2項徴収費、1目賦課徴収費に10万2千円の計上。前年比1千円の増で、内容は前年と同様になっております。1千円の減で、内容は前年と同様になっております。

次に35ページ、3項1目介護認定審査会費に335万1千円の計上。前年比45万8千円の減で、西部四町で構成されている認定審査会共同設置負担金の減によるものです。

次に36ページ、2目認定審査費に222万4千円の計上。前年比123万2千円の減で、11節役務費と12節委託料で、医師意見書作成手数料及び要介護認定調査委託件数の減により、それぞれ減額となっております。

次に37ページです。4項運営協議会費、1目介護保険運営協議会費に16万5千円の計上。前年比7万9千円の増で、令和2年度は第8期介護保険事業計画の策定年となっておりますので、運営協議会の回数の増によるものです。

次に38ページ、2款1項保険給付費、1目介護サービス等給付費に4億4,023万4千円の計上です。前年比3,022万1千円の増で、介護サービス費等の給付見込額の増によるものです。

次に39ページ、2項1目高額介護サービス等給付費に1,090万円の計上。前年比70万円の増で、高額介護サービス費等給付見込の増によるものです。

次に40ページ、2目高額合算介護サービス等給付費から42ページ、3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金は、昨年度同額でありますので、説明は省略させていただきます。

次に43ページです。4款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費に2,738万6千円の計上です。前年比151万5千円の減で、主な要因は、職員の配置替えによる給料及び職員手当等の減によるものです。

次に44ページ、2目介護予防ケアマネジメント事業費に123万9千円の計上。前年比27万1千円の減ですが、内容については前年度と大きく変わるものではありません。

次に45ページ、2項1目一般介護予防事業費に346万6千円の計上。前年比18万円の減で、内容については昨年と大きく変わるものではありません。

次に46ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に875万9千円の計上。前年比150万2千円の減で、主な要因は、12節委託料で前年度実施の総合行政システム改修に伴う委託料の減によるものです。

次に47ページ、2目任意事業費に116万9千円の計上。昨年同額となっております。

次に48ページ、3目生活支援体制整備事業費に1,284万9千円の計上。前年比15万7千円の増で、職員の定期昇給等による増によるもので、内容については前年度と大きく変わりません。

次に49ページ、4目認知症総合支援事業費に3万9千円の計上。前年比62万1千円の減で、10節需用費で昨年、認知症啓発用パンフレットを作成したことによる減となっております。

次に50ページ、5目在宅医療介護連携推進事業費に75万円の計上。前年比3万5千円の増で、内容については前年度と大きく変わるものではありません。

次に51ページ、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金から54ページ、2項繰出金、1目一般会計繰出金まで前年度同額でありますので、

説明を省略させていただきます。

次に歳入でございます。

5 ページをお願い致します。1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料に 9, 6 7 5 万 3 千円の計上。前年比 1 7 5 万 1 千円の増で、現年度分保険料で被保険者の増加に伴う見込によるものです。

次に 6 ページです。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料に 1 万円の計上。前年度と同額です。

次に 7 ページ、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金に 7, 7 8 0 万 5 千円の計上。前年比 6 1 3 万 4 千円の増で、介護給付サービス費の増によるものです。

次に 8 ページ、2 項国庫補助金、1 目調整交付金に 2, 9 4 7 万 2 千円の計上。前年比 2 0 1 万円の増で、介護給付サービスの増によるものです。

次に 9 ページ、2 目地域支援事業（介護予防事業）交付金に 5 6 0 万 4 千円の計上。前年比 1 0 万 6 千円の減で、介護予防事業費の減によるものです。

次に 1 0 ページ、3 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に 8 4 8 万 1 千円の計上。前年比 7 3 万 8 千円の減で、事業費の減によるものです。

次に 1 1 ページ、4 目介護保険事業補助金に 2 8 万 2 千円の計上。前年比 2 7 万 3 千円の減で、事業費の見込によるものです。

次に 1 2 ページ、5 目保険者機能強化推進交付金に 3 8 万 4 千円の計上。前年比 2 0 万円の減で、地域支援事業の見込によるものです。

次に 1 3 ページ、4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金に 1 億 2, 2 4 2 万 6 千円の計上。前年比 8 3 4 万 8 千円の増で、第 2 号被保険者に対する介護給付サービス費の増によるものです。

次に 1 4 ページ、2 目地域支援事業交付金に 6 0 5 万 2 千円の計上。前年比 1 1 万 4 千円の減で、地域支援事業の介護予防事業分の減によるものです。

次に 1 5 ページ、5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金に 6, 9 5 5 万 9 千円の計上。前年比 3 9 1 万 5 千円の増で、介護給付サービス費の増によるものです。

次に 1 6 ページ、2 項道補助金、1 目地域支援事業（介護予防事業）交付金に 2 8 0 万 2 千円の計上。前年比 5 万 2 千円の減で、介護事業費の見込による減です。

次に 1 7 ページ、2 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に 4 2 4 万円の計上。前年比 3 6 万 9 千円の減で、事業の見込によるものです。

次に 1 8 ページ、6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金に 2 万 8 千円の計上。純増で介護保険事業基金の利子によるものです。

次に 1 9 ページ、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金に 5, 6 6 7 万 8 千円の計上。前年比 3 1 2 万円の増で、介護給付サービス費の増によるものです。

次に 2 0 ページ、2 目地域支援事業（介護予防事業）交付金に 2 8 0 万 2 千円の計上。前年比 1 2 万 4 千円の減で、事業の見込によるものです。

次に 2 1 ページ、3 目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金に 4 2 4 万 1 千円の計上。前年比 1 6 万 5 千円の減で、事業の見込によるものです。

次に 2 2 ページ、4 目その他一般会計繰入金に 1, 9 7 4 万 4 千円の計上。前年比 9 6 万 2 千円の減で、低所得者に対する保険料軽減分の繰入金の増により、事務費分の繰入金が増

少するものです。

次に23ページ、5目低所得者保険料軽減繰入金に282万円の計上。前年比198万円の減で、低所得者保険料軽減額の減によるものです。

次に24ページ、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に808万7千円の計上。前年比627万1千円の増で、介護サービス費及び地域支援事業費の増に伴い、基金から繰入するものです。

次に25ページ、3項1目介護サービス事業勘定繰入金から32ページ、9款諸収入、3項3目雑入まで昨年同額でありますので、説明を省略させていただきます。

次に介護サービス事業勘定の説明をさせていただきます。60ページ、歳出です。

60ページをお願い致します。歳出より説明致します。1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金に154万8千円の計上。昨年度同額となっております。

次に歳入です。

59ページをお開きください。1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入に154万8千円の計上。昨年度同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

● 議案第23号 令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第23号、『令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第23号、令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。

令和2年度知内町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,717万3千円と定める。

2と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳出よりご説明致しますので、13ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,365万4千円で、前年度より245万円の増額でございます。増額分の主な理由としまして、12節委託料250万円の増額です。これは、国より令和5年度までに会計法の適用を求められていることから、準備として基本計画を策定するものであります。法適用により経営状況や財政状況の的確な把握が可能となり、類似の公営企業、民間企業との比較が容易となります。更には、経営の健全化に繋がるものであります。基本計画は検討の洗い出し、固定資産税の台帳の整備に向けた視線の洗い出し等の準備でございます。会計の法制化を実施している各市町村の状況を見ますと、行政委託し3カ年を要して

移行しておりますので、当町としても令和2年度から3カ年で移行することを考えております。

14ページをお開きください。2目施設維持費は6,645万5千円で、前年度より853万円の増額であります。主な要因と致しまして、12節委託料で837万円の増額です。これは、ストックマネジメント計画策定委託費用で長期的な視線で施設全体の老朽化の進行状況を考慮し、優先順位をつけて修繕及び改築の計画を策定する費用であります。計画時期につきましては、令和3年から7年までの5カ年。2系統の電気及び設備の更新を考えております。

15ページをご覧ください。2款公債費、1項公債費、1目元金は5,604万3千円で、前年より88万円の増額です。これは、22節償還金利子及び割引料、元金返済に伴う増額であります。

16ページをお開きください。2目利子は1,102万1千円で、前年より97万5千円の減額で、22節償還金利子及び割引料、償還利子の減額であります。

続きまして、歳出をご説明致しますので、6ページをお開きください。すいません。歳入をご説明致しますので、6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は3,700万円で、前年同額であります。

7ページをお開きください。2項手数料、1目手数料は56万円で、前年同額です。

8ページでございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金は450万円です。前年度同額になります。これは、先ほど説明致しました社会資本整備交付金事業ストックマネジメント計画策定業務分の補助金であります。

9ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は1億261万1千円で、前年度より388万5千円の増額であります。昨年度に比べ、2目施設維持費のストックマネジメント計画委託業務による増であります。

10ページ、11ページであります。10ページ、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金及び11ページ、5款諸収入、1項雑入、1目雑入ともに1千円で、前年度と同じであります。

12ページであります。6款町債、1項町債、2目公営企業会計適用債は250万円になります。これは、先ほど説明しました1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の会計法適用に係る委託分であります。

3ページをお開きください。地方債の償還方法になります。

第2表地方債。起債の目的、公営企業会計適用債。限度額、250万。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第24号 令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、議案第24号、『令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第24号、令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。

令和2年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,307万4千円と定める。

2と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債です。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳出よりご説明致しますので、14ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は281万1千円で、前年より255万円の増額であります。主な要因と致しましては、12節委託料の増額になります。公共下水道事業会計と同様に、国により令和5年度までに会計法の適用を求められていることから、準備として基本計画策定をするものであります。

15ページをお開きください。2目施設維持費は1,917万2千円で、前年度より911万1千円の増額になります。主な要因としては、12節委託料で機能診断最適整備構想策定業務に基づき電気計装設備工事実施設計委託料として850万の計上。17節備品購入費に流量調整層水中攪拌機更新費として110万円を計上したことによります。流量調整層水中攪拌機とは、調整層に酸素を送り込む装置で、微生物を活性化させる目的の装置でございます。

16ページになります。2款公債費、1項公債費、1目元金は944万6千円で、前年度より13万8千円の増になります。

17ページをお開きください。2目利子は164万5千円で、前年より13万8千円の減額になります。

続いて、歳入をご説明致しますので、6ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は280万円で、前年度より5万円の増となります。

7ページをお開きください。2項手数料、1目手数料は1万円で、前年同額であります。

8ページになります。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は1,926万2千円で、前年度より61万1千円の増額になります。主な要因と致しまして、先ほどご説明致しました1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費、17節備品購入費に流量調整層水中攪拌機装置の更新費用です。

9ページ、10ページをご覧ください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金及び4款諸収入、1項雑入、2目雑入は、昨年同様1千円です。

11ページをお開きください。5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金は420万円で、これは社会資本整備総合交付金事業、電気計装設備実施設計分の委託料であります。

12ページをお開きください。6款町債、1項町債、1目下水道事業債は430万円です。これは、先ほど説明致しました社会資本、電気計装設備実施設計委託分の残りであります。

13ページをお開きください。2目公営企業会計適用債は250万円で、これは、先ほど

説明致しました会計法適用に係る委託分です。

3ページをお開きください。地方債の償還です。起債の目的、下水道事業債、公営企業会計適用債。限度額、下水道事業債が430万円。公営企業適用債、250万円。合計680万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでありますので、ご参照をよろしくお願い致します。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 議案第25号 令和2年度知内町水道事業会計予算について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、議案第25号、『令和2年度知内町水道事業会計予算について』説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第25号、令和2年度知内町水道事業会計について。

第1条、総則です。令和2年度知内町水道事業会計は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量です。業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数2,100戸。

(2) 年間総給水量875,485m³。

(3) 一日平均給水量2,398m³。

(4) 主要な建設改良事業、浄水施設改良費2,160万円。営業設備費2,803万3千円。消火栓設備費132万円です。

収益的収入及び支出になります。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入になります。1款水道事業収益、1項営業収益1億2,203万6千円。2項営業外収益2,250万2千円。3項特別利益2千円。合計1億4,454万円です。

続けまして、2ページになります。支出と致しまして、1款水道事業費用、1項営業費用1億3,309万1千円。2項営業外費用637万6千円。3項特別損失2千円。4項予備費200万円です。合計1億4,146万9千円です。

資本的収入及び支出になります。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。（資本的収入が、資本的支出に対し不足する額5,947万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整451万3千円、減債積立金1,276万4千円、過年度損益勘定留保資金4,219万4千円で補填するものとする。）

収入です。1款資本的収入、1項他会計補助金292万6千円。2項工事負担金132万円。合計424万6千円です。

支出です。1款資本的支出、1項建設改良費5,095万3千円。2項企業債償還金1,276万4千円。合計6,371万7千円です。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。5条になります。次に掲げる経費

については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合、議会の議決を経なければならない。

職員給与費、予定額3, 213万2千円です。

他会計からの補助金。第6条、営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は373万3千円である。

たな卸資産購入限度額。第7条、棚卸資産の購入限度額は、1, 000万円と定める。

予算の内容を令和2年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書でご説明致しますので、5ページをお開きください。

収益的収入についてご説明致します。1款水道事業収益が1億4, 454万円であります。前年度より357万6千円の増額となっております。内訳と致しまして、1項営業収益1億2, 203万6千円で、82万円の増額です。これは、1目給水収益、1節水道料金で、1億2, 110万円で、82万円の増額であります。2項営業外収益2, 250万2千円で、271万6千円の増額です。これは、3目長期前受金戻入、1節国道補助金が373万5千円で274万8千円の増額が大きな理由であります。3項特別利益、1項過年度損益修正益は2千円で前年度同額です。

収益的支出であります。7ページをお開きください。1款水道事業費用で全体合計が1億4, 146万9千円であります。前年度より397万6千円増額であります。内訳と致しまして、1項営業費用合計が1億3, 309万1千円で、前年度より169万円の増額であります。これは、1目原水及び浄水費が2, 787万6千円で、前年度より55万4千円増額です。主な要因と致しましては、4節委託料で、2, 152万1千円で、66万円の増額であります。これは水質検査、電気計装保守点検項目の増加によるものです。2目配水及び給水費が656万円で、前年度より386万1千円の減額です。主な原因としましては、前年度計上しておりました漏水調査、管の劣化度調査の130万円の減。8節修繕費の150万で、100万円の減額です。9節材料費で50万円で、150万円の減額です。これは、通常110万程度で予算を計上しておりました修繕費が、昨年度、特定箇所を修繕する予定で増額しておりましたが、通常に戻しております。あと、材料費につきましては、町で保有しております材料がこここのところ使用材料が少ないことから、新規購入分の減額であります。また、漏水調査につきましては、平成31年度分につきましては、3月までで漏水調査が終わる予定でありますので、今後、検討し調査区域、地域等を検討致しまして補正で計上したいと考えております。3目総係費で3, 191万3千円で、前年度より25万3千円の減額であります。これは、18節保険料の減額であります。

9ページになります。4目減価償却費、1節減価償却費6, 313万円で369万6千円の増額です。これは、中の川仮橋架替工事に伴う仮橋への水道管移設に伴う増額であります。5目資産減耗費、1目固定資産除却費で361万で、155万4千円の増額です。これは、出石地区配水管切り回しに伴う旧管の除却費用であります。6目その他の営業費用は1千円です。2項営業外費用で637万6千円で、前年度より128万6千円の増額であります。これは、3目消費税、1節消費税で350万円で、150万円の増額です。これは、消費税増額分になります。3項特別損失は2千円になります。4項予備費、1目予備費、1節予備費200万円で、100万円の増額です。これは、想定外の漏水に対応するための費用であります。

11ページであります。1款資本的収入が合計424万6千円で、前年度より133万5千円の減額です。1項他会計補助金、1目他会計補助金で229万5千円の増額によるものであります。2項工事負担金、1目工事負担金132万円で、消火栓更新負担金363万円減額であります。これは工事箇所減少に伴うものであります。

12ページであります。1款資本的支出が合計6,371万7千円で、前年度より1,994万3千円増額であります。1項建設改良費合計で5,095万3千円で、前年度より1,515万5千円の増額であります。これは、1目浄水施設改良費、1節工事請負費で2,160万円で、150万円の増額で、各浄水場の電気設備施設の更新であります。元町浄水場では、23経路のろ過流量機2箇所他、浄水場では17年経過したメッキ設備の改修。湯の里浄水場では、貯水槽フロート弁の更新を予定しております。2目営業設備費2,803万3千円で、前年度1,728万5千円の増額です。これは、1節メーター費新設分37個の取替分298個で、42万1千円の増額になります。2節委託料で1,909万6千円で、1,686万4千円の増額であります。これは、企業会計及び料金システム更新費用で1,320万円の増。水道処理設備情報システム導入で325万円の増額であります。企業会計・料金システムの更新費用では、基本ソフト変更に伴う8年使用したハードの設備の更新であります。水道処理施設設備情報システム、台帳になりますけども、水道法の改正により水道施設の計画の更新及び資産の的確な管理を行えるように作成を求められております。各浄水場設備及び施設の更新箇所につきましては、予算説明資料見出しナンバー6、建設水道課資料19ページをご参照ください。3目消火栓設置費は132万円で、363万円の減額であります。これは設置箇所が1箇所になったものであります。設置箇所につきましては、予算説明資料見出しナンバー6、建設課説明資料20ページをご参照願います。2項企業債償還金、1節企業債償還金が1,276万4千円で、前年度より478万8千円の増額です。これは、平成26年に実施されました湯の里浄水場改築工事に伴う5年据置期間が終了したことに伴う償還金が始まったことによる増額であります。

続きまして、13ページをご覧ください。知内町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュフローは、当期純利益から支払利息等支払額まで合計プラス4,354万4千円となります。2、投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費からその他の投資等までの合計でマイナス4,219万5千円となります。

14ページをお開きください。財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還でマイナス1,276万3千円でございます。1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動のキャッシュフローを合計した結果、資金減少額が1,141万4千円となり、資金期末残高見込が3億8,107万8千円となります。

なお、15ページ以降につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、一括議題の17議案の提案説明が終わりました。

お諮り致します。只今議題の17議案について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与の上、これに付託して、審査終了まで審議することに致したいが、この取扱いにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

ここで、暫時休憩致します。

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

休憩中に令和2年度予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長からそのことについて報告致します。

委員長に谷口康之君、副委員長に木村一君、以上のとおり選任することとし、委員会の構成は、そのように決定致しました。

お諮りします。予算審査特別委員会の議案審査のため、3月5日から6日にかけて休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、3月5日から6日にかけて休会することに決定致しました。

● 散会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会致します。

どうもご苦勞様でした。

（ 閉会 午後2時27分 ）